福岡県汚水処理構想

～「地域に根差す」ふくおか水環境の未来～

令和７年３月

福　岡　県

【表紙】画 **わさきともゆき** 作

福岡県汚水処理構想の策定にあたって

限りある水資源を有効に活用し、健全な水循環を維持していくためには、私たちが使った生活排水などをそのまま流すことなく、下水道や農業・漁業集落排水施設、浄化槽などの汚水処理施設で適正に処理し、きれいな水にして川や海へ返すことが重要です。

本県では、１９９５（平成７）年３月に「福岡県汚水処理構想」を策定し、これまでに３回の見直しを行いながら、最適な処理方法や処理施設の整備エリアを定め、効率的かつ適正な汚水処理の普及促進を図ってきました。その結果、目標とする「２０２５（令和７）年度末での福岡県の汚水処理人口普及率９５％」を達成する見込みであり、県全体でみると汚水処理施設の整備は概ね完了する見通しです。一方で、地域ごとの整備状況には依然として差があり、また、各家屋に浄化槽を設置する個別処理の整備が遅れていることから、さらなる普及率向上を目指した取り組みが必要です。

また、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費や維持管理費の増加といった近年の汚水処理を取り巻く課題に対応するため、効率的で持続可能な汚水処理施設の運営管理を行うことが求められています。

適正な汚水処理の普及は、快適な生活環境の実現や川や海の水環境を守ることにつながり、人と動物の健康と環境の健全性を一つと捉え、一体的に守っていくワンヘルスの観点からも重要な取り組みです。

これらを踏まえ、この度４回目の見直しを行い、「福岡県汚水処理構想～『地域に根差す』ふくおか水環境の未来～」を策定しました。本構想では、新たな目標を「２０３５（令和１７）年度末の汚水処理人口普及率９８％」とし、県民の皆さまをはじめ、国や市町村と連携しながら、持続可能な汚水処理を推進することとしています。

「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」の実現に向け、皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和７年３月

福岡県知事　服部 誠太郎

【 目 次 】

第 1 章.　はじめに 1
1-1. 汚水処理とは 1
1-2. 汚水処理構想とは 1
1-3. 汚水処理施設の役割 2
1-4. 汚水処理の概要 3
1-4-1. 汚水処理方式 3
1-4-2. 汚水処理施設の種類 4
1-4-3. 汚水処理事業の種類 7
第 2 章.　汚水処理施設整備に係る現状と課題 11
2-1. 社会情勢等の変化（背景） 11
2-2. 汚水処理の状況 12
2-2-1. 整備状況 12
2-2-2. 汚水処理人口普及率 13
2-3. 集合処理施設（下水道等） 17
2-3-1. 管渠の布設状況 17
2-3-2. 施設の更新費 18
2-3-3. 流入汚水量の減少 20
2-3-4. 経営状況 21
2-4. 個別処理施設 22
第 3 章.　汚水処理構想の策定 23
3-1. 前回汚水処理構想の振り返り 23
3-2. 策定方針 24
3-3. 目標 25
3-3-1. 整備の見通し 26
3-3-2. 整備による効果 32
3-4. 汚水処理を取り巻く課題解消に向けた取組み 33

3-4-1. 汚水処理施設の整備手法の選択 34
3-4-2. 下水道における低コスト整備手法の採用 36
3-4-3. 汚水処理施設の統廃合（広域化・共同化） 38
3-4-4. 汚水処理施設の計画的な更新 43
3-4-5. 汚水処理施設の計画的な耐震化 44
3-4-6. 上下水道一体管理の導入促進 45
3-4-7. 住民への財政支援・PR 活動..... 46
3-4-8. 官民連携（PPP/PFI）手法の導入検討 48
第 4 章.　目標達成に向けて 51
4-1. 進捗状況の「見える化」 51
4-2. 定期的な点検評価..... 51
4-3. 取組体制..... 52
第 5 章.　整備完了時の普及状況の見通し 54
《資料編》..... 57

第1章. はじめに

1-1. 汚水処理とは

汚水処理とは、トイレ、洗濯、洗い物等で発生した生活排水等をキレイにして、海や川に戻すことを言います。キレイな水環境や快適な生活環境を守るために汚水処理は必要不可欠です。汚水処理の方法には、都市部や農山漁村等での人口が密集した区域の排水を管路で集めてキレイにする集合処理や、人家がまばらな区域の排水を家庭ごとにキレイにする個別処理があります。

1-2. 汚水処理構想とは

効率的かつ適正な汚水処理のため、最適な処理方法や整備エリアを定め、将来目指すべき汚水処理の全体像を示したものです。

汚水処理構想は、以下の事項を考慮し、市町村が作成した構想をもとに、県が全体的にとりまとめて策定します。

- **集合処理や個別処理の各施設がもっている特性や経済性**
- **都市部や農山漁村等など地域の実情や住民の意向**
- **人口減少や物価上昇などの社会情勢の変化**
- **効率的な施設の更新や合理的な施設配置**

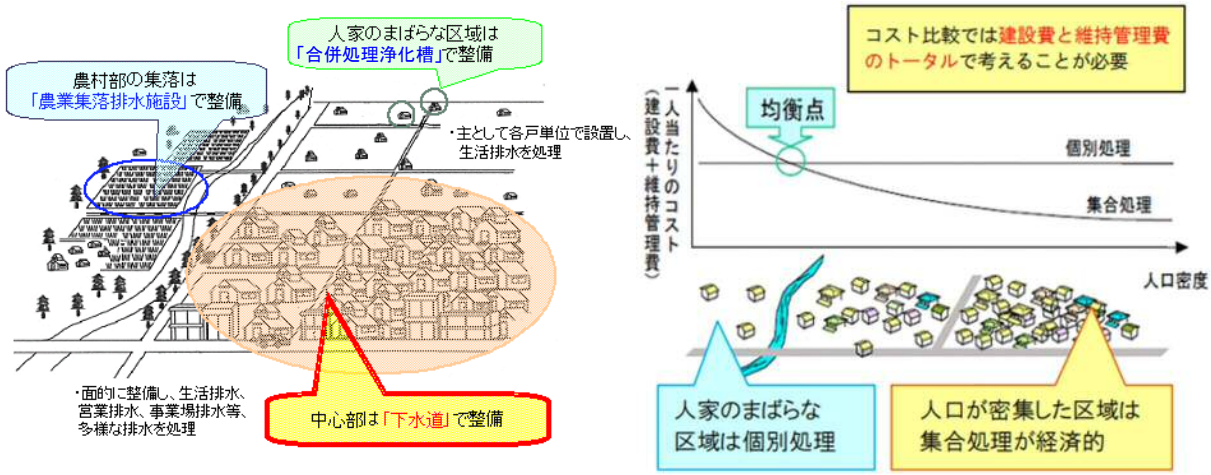

図 1-1　役割分担のイメージ・経済比較の概念図

1-3. 汚水処理施設の役割

汚水処理施設は、汚水を収集・処理する施設であり、汚水を適切に処理することにより、きれいな水環境を保全するとともに、快適な生活環境の実現を目指します（図1-2）。

- 生活で汚れた水は、川や海に流すことになりますが、汚した水をきれいにして自然に返すことは、私達の役目です。汚水処理施設は、汚れた水をきれいにすることで、河川や海域の水環境を守ります。
- トイレを水洗にすることで悪臭や汲み取りの手間から解放され、清潔で臭いのないトイレが使用できます。
- 汚水処理施設を整備することにより、悪臭や蚊、ハエの発生原因となる汚れた川や汚い水溜りがなくなります。汚水処理施設は、衛生的な街づくりにも役立っています。

出典）国土交通省 HP

図 1-2　汚水処理施設の役割

1-4. 汚水処理の概要

1-4-1. 汚水処理方式

汚水処理の方式は、下水道や集落排水施設などのように複数の家庭などからの汚水を「管渠」で集約して「処理場」で処理する「集合処理方式」と、各家屋で汚水を処理する「個別処理方式」に分類されます（図 1-3）。いずれの処理方式も使用した水をきれいな状態にして河川などに放流します。

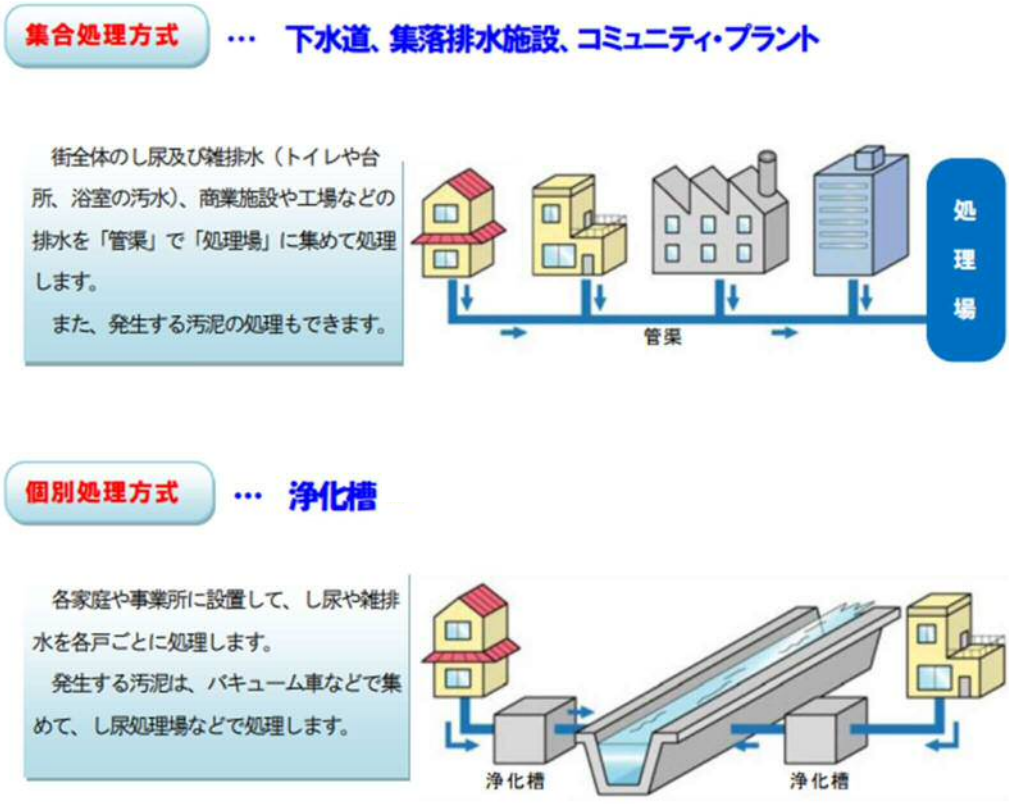

図 1-3　汚水処理の仕組み

1-4-2. 汚水処理施設の種類

(1) 下水道施設

下水道施設とは、主に市街地を対象に家庭や工場などから排出される「汚水」と、自然現象である「雨水」を含める「下水」を排除することを目的とした、集合処理方式の代表的な汚水処理施設となります。

主な施設は、「管渠」、「マンホール」、「ポンプ場」、「下水処理場」で構成されます（表 1-1、 図 1-4）。

表 1-1　下水道の概要

下水道施設	内容
管渠	家庭や工場で発生した汚水や、道路などに降った雨水は、管渠に流入します。管渠は、都市部の地下に網目状に埋設されていて、汚水を処理場まで運び、雨水を河川などに運ぶための施設となります。
マンホール	マンホールは、管渠の清掃、換気、点検、採水などを行うための施設となります。
ポンプ場	管渠は下水を流すためにこう配をつけて埋設するため、次第に地下深くなり、施工性や経済性が悪化します。ポンプ場は、管渠の途中に設けることにより、浅いところまで下水を汲み上げるための施設となります。
処理場	下水処理場は、微生物が下水の汚れを食べる性質を利用して、下水をきれいにするための施設であり、きれいに処理された水を河川や海などに放流します。

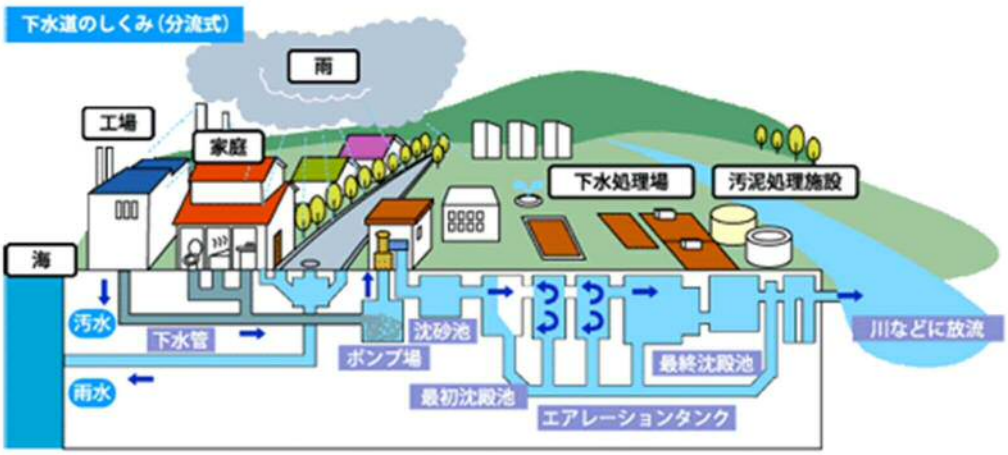

出典）国土交通省 HP

図 1-4　下水道の概要

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設とは、集落単位で整備を行う汚水処理施設となります。農村集落周辺の生活環境の向上と、公共用水域の水質保全とともに、農村周辺の豊かな自然環境を維持することを目的としています（**図 1-5**）。

出典）農林水産省 HP

図 1-5　農業集落排水施設の概要

(3) 漁業集落排水施設

漁業集落排水施設とは、漁港の背後集落で整備を行う汚水処理施設となります。集落周辺の生活環境の向上と、漁港や漁場周辺海域の水質の保全などとともに、水産業の発展と持続性を確保することを目的としています（**図 1-6**）。

出典）（財）漁村水環境研究会 HP

図 1-6　漁業集落排水施設の概要

(4) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントとは、主に住宅団地等に設置される汚水処理施設となります。住宅団地周辺の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を目的としています（図 1-7）。

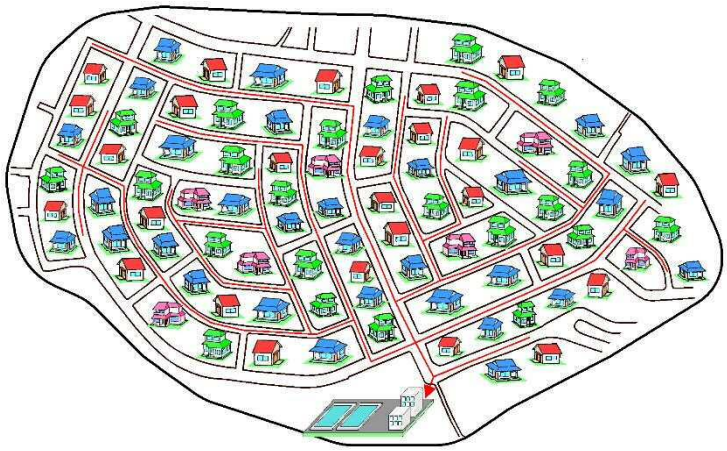

図 1-7　コミュニティ・プラントの概要

(5) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽とは、下水道や集落排水施設などの集合処理が非効率、もしくはその整備が遅れる区域を対象に、主に個人の家屋などの単位で整備される汚水処理施設となります。合併処理浄化槽の管理は設置者が行い、機能を適正に保つため、決められた頻度での保守点検、年１回の清掃と定期検査が義務付けられています（図 1-8）。

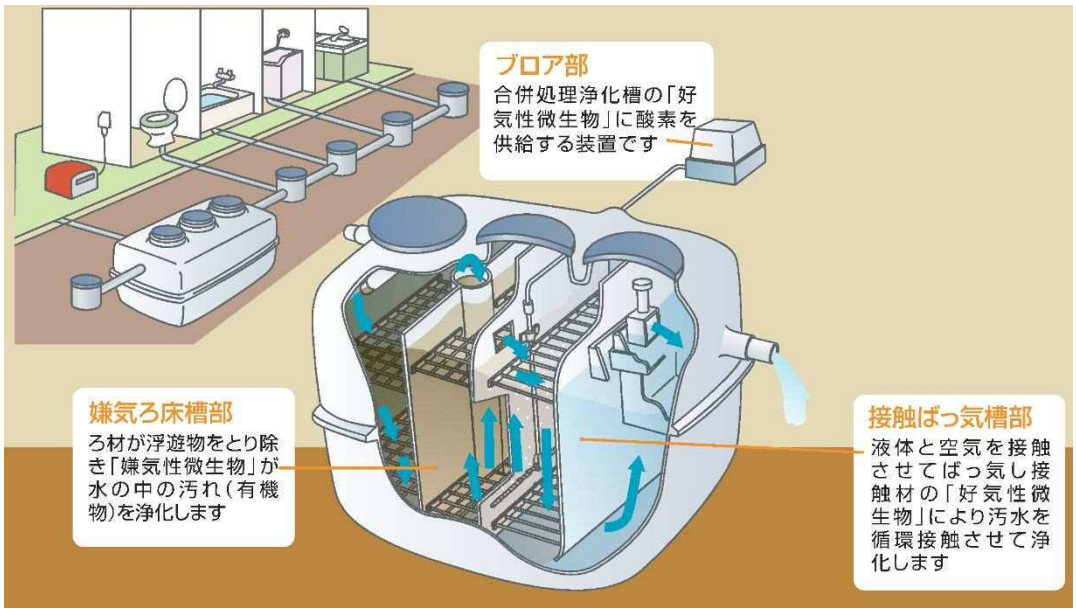

出典）環境省 HP

図 1-8　合併処理浄化槽の概要

1-4-3. 汚水処理事業の種類

前述の汚水処理施設を整備するために、次の汚水処理事業があります（**図 1-9**、**表 1-2**、**表 1-3**）。

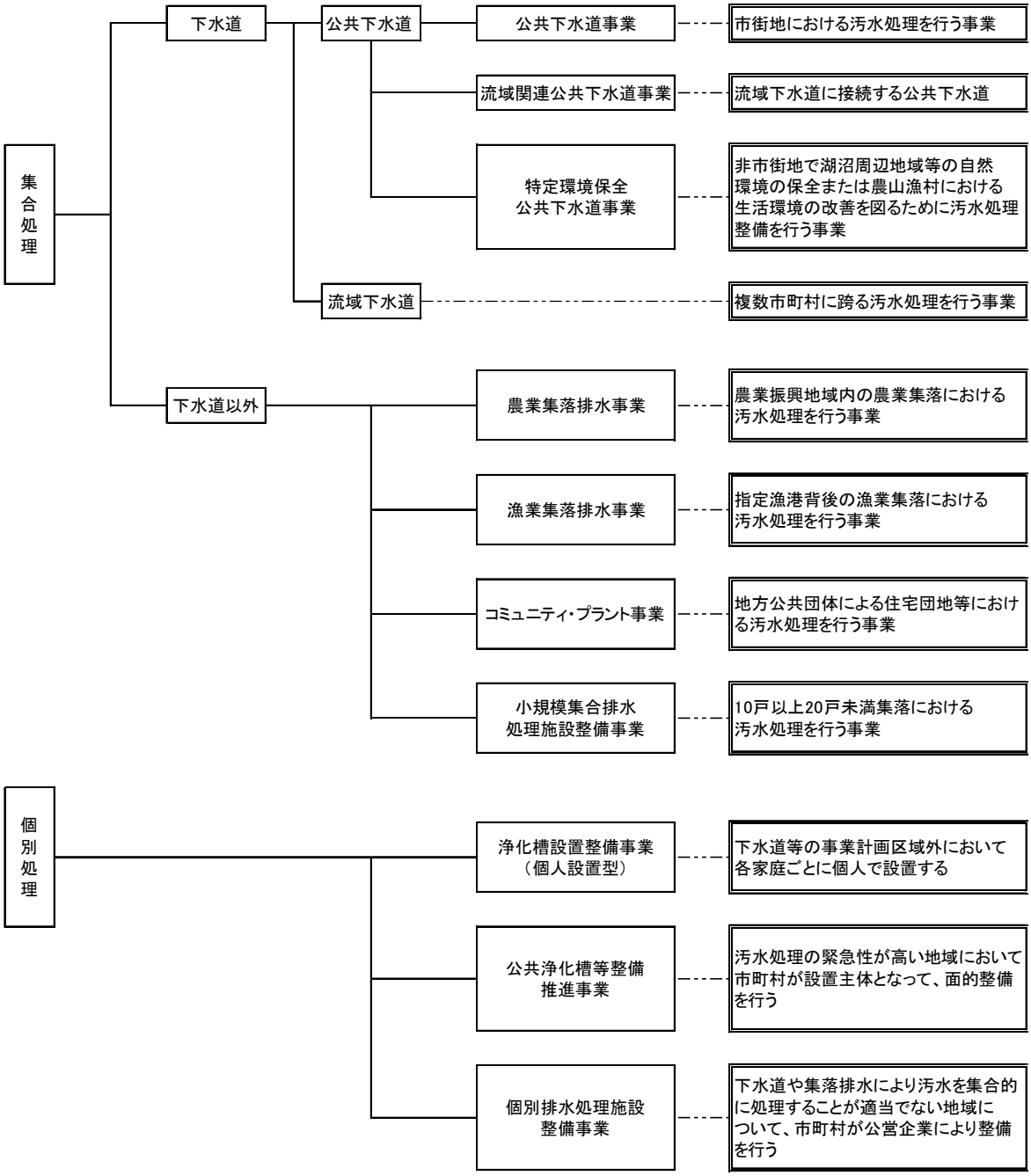

図 1-9　汚水処理事業の種類

表 1-2　汚水処理事業の概要（1/2）

区分	集合処理方式			
	下水道			農業集落排水事業
	公共下水道事業（流域関連公共下水道事業）	特定環境保全公共下水道事業	流域下水道事業	
1 目　的	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資する。	湖沼周辺地域等の自然環境の保全又は農山漁村における生活環境の改善を図る。	河川や湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準の達成並びにそれら流域における生活環境の改善等を図る。	農業集落における農業用用排水の水質保全、農業用排水施設の機能を維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。
2 所　轄（国）	国土交通省	国土交通省	国土交通省	農林水産省
3 主管課（県）	建築都市部下水道課	建築都市部下水道課	建築都市部下水道課	農林水産部農村森林整備課
4 設置主体 維　持 管理主体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体，土地改良区
5 主な根拠法及び関連事業又は予算	（根拠法） ・下水道法 （関連事業又は予算） ・下水道事業費補助 ・社会資本整備総合交付金 ・地方創生汚水処理施設整備推進交付金	（根拠法） ・下水道法 （関連事業又は予算） ・下水道事業費補助 ・社会資本整備総合交付金 ・地方創生汚水処理施設整備推進交付金	（根拠法） ・下水道法 （関連事業又は予算） ・下水道事業費補助 ・社会資本整備総合交付金	（根拠法） ・農業振興地域の整備に関する法律 ・浄化槽法 （関連事業又は予算） ・農山漁村地域整備交付金のうち農業集落排水事業 ・地方創生汚水処理施設整備推進交付金 ・農村整備事業のうち農業集落排水施設整備事業
6 制度の創設時期	昭和33年（下水道法制定） 平成28年（地方創生汚水処理施設整備推進交付金の事業）	昭和50年（特定環境保全公共下水道） 昭和61年（簡易な公共下水道） 平成28年（地方創生汚水処理施設整備推進交付金の事業）	昭和45年（下水道法制定）	平成22年（農山漁村地域整備交付金の事業） 平成28年（地方創生汚水処理施設整備推進交付金の事業） 令和3年（農村整備事業）
7 対象地域	主として市街地	市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては既成市街地及びその他の地域）以外の地域	2以上の市町村の区域にわたり下水道を整備することが効果的かつ経済的な区域のうち特に水質保全が必要である重要水域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む。）内の農業集落
8 対象人口	特になし	1,000人～ 10,000人 水質保全上特に緊急に下水道の整備を必要とする地区においては、1,000人未満も実施できる。	原則として10万戸以上 公共用水域の水質保全上特に必要があり、また計画人口が5万人以上かつ関係市町村が3以上である場合には、これも対象とする。	おおむね20戸以上（末端受益は2戸以上） おおむね1,000人程度に相当する規模以下

表 1-3　汚水処理事業の概要（2/2）

区分	集合処理方式			個別処理方式		
				合併処理浄化槽		
	漁業集落排水事業	コミュニティ・プラント	小規模集合排水処理施設整備事業	浄化槽設置整備事業（個人設置型）	公共浄化槽等整備推進事業	個別排水処理施設整備事業
1 目　的	漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図る。	地方公共団体が地域し尿処理施設を設置し、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なものの整備促進を図る。	市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。	主に生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって、浄化槽整備を行う（令和2年度から名称変更）。	下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集合的に処理することが適当でない地域について、生活雑排水等の処理の促進を図る。
2 所　轄（国）	水産庁	環境省	総務省、環境省	環境省	環境省	総務省、環境省
3 主管課（県）	農林水産部水産局水産振興課	環境部廃棄物対策課	企画・地域振興部行財政支援課，環境部廃棄物対策課，農林水産部農村森林整備課	環境部廃棄物対策課	環境部廃棄物対策課	企画・地域振興部行財政支援課，環境部廃棄物対策課
4 設置主体 維　持 管理主体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	個人	地方公共団体	地方公共団体
5 主な根拠法及び関連事業又は予算	（根拠法） ・浄化槽法 （関連事業又は予算） ・農山漁村地域整備交付金のうち漁業集落排水事業 ・地方創生汚水処理施設整備推進交付金 ・漁村整備事業のうち漁業集落排水施設整備	（根拠法） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （関連事業又は予算） ・循環型社会形成推進交付金	小規模集合排水処理施設整備事業	（根拠法） ・浄化槽法 （関連事業又は予算） ・浄化槽設置整備事業 ・循環型社会形成推進交付金 ・地方創生汚水処理施設整備推進交付金	（根拠法） ・浄化槽法 （関連事業又は予算） ・浄化槽市町村整備推進事業 ・循環型社会形成推進交付金 ・地方創生汚水処理施設整備推進交付金	個別排水処理施設整備事業
6 制度の創設時期	平成22年（農山漁村地域整備交付金の事業） 平成28年（地方創生汚水処理施設整備推進交付金の事業） 令和3年（漁村整備事業）	昭和41年（廃棄物処理施設設置整備補助） 平成17年（循環型社会形成推進交付金の事業）	小規模集合排水処理施設（平成6年）	昭和62年（合併処理浄化槽設置整備事業） 平成17年（循環型社会形成推進交付金の事業） 平成17年（汚水処理施設整備交付金の事業） 平成28年（地方創生汚水処理施設整備推進交付金の事業）	平成6年（特定地域生活排水処理事業） 平成17年（循環型社会形成推進交付金の事業） 平成17年（汚水処理施設整備交付金の事業） 平成28年（地方創生汚水処理施設整備推進交付金の事業）	個別排水処理施設（平成6年）
7 対象地域	漁港漁場整備法により指定された漁港の背後集落	特に制限なし	農業振興地域においては、農業集落排水施設に係る国庫補助制度の対象にならないものを整備するもの	下水道法に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域等	下水道法に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域で、生活排水対策重点地域等であって環境大臣が適当と認める地域等	①下水道、農業集落排水施設等の集合排水処理施設に係る処理区域の周辺地域 ②①以外の事業であって、特定地域生活排水処理事業の対象となる地域
8 対象人口	100人～5,000人 なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	101人～ 30,000人	原則として住宅戸数2戸以上20戸未満	特に制限なし	事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸（共同住宅は1棟を1戸とする）に戸別に整備、又は戸別の浄化槽と共同浄化槽を組み合わせて整備	①原則として、当該事業年度内に20戸未満の住宅について整備するもの。 ②特定地域生活排水処理事業の対象となる地域においては、原則として当該事業年度内に20戸未満の住宅について整備するもの。ただし、処理対象地域全体で10戸以上整備するもの。

各汚水処理事業の適用イメージを以下に示します（図 1-10）。

■A市
・公共下水道事業
・農業集落排水事業

■B町
・漁業集落排水事業
・コミュニティ・プラント
・合併処理浄化槽

■C市
・流域関連公共下水道事業
・特定環境保全公共下水道事業

■D市
・流域関連公共下水道事業

図 1-10　汚水処理事業の適用イメージ

第2章. 汚水処理施設整備に係る現状と課題

2-1. 社会情勢等の変化（背景）

行政人口（県内全域）	
現状	● 平成 25 年度～令和 4 年度にかけては、**概ね横ばい傾向**にあり、令和 4 年度時点で**約 509 万人**です。
課題	● 予測値（令和 5 年度以降の人口）は、市町村原案の集計値に基づき設定しています。将来人口は**少子高齢化の進行に伴う減少**が予測されており、令和 4 年度の約 509 万人を基準とすると、約 10 年後の令和 17 年度では 15 万人減（約 3%減）、約 20 年後の令和 27 年度では 38 万人減（約 8%減）が見込まれています。

【本県の将来人口予測】

■令和 4　年度（　現 況　）　：約 509 万人
■令和 17　年度（約 10 年後）　：**約 494 万人**（現況から約 15 万人減、3%減）
■令和 27　年度（約 20 年後）　：**約 471 万人**（現況から約 38 万人減、8%減）

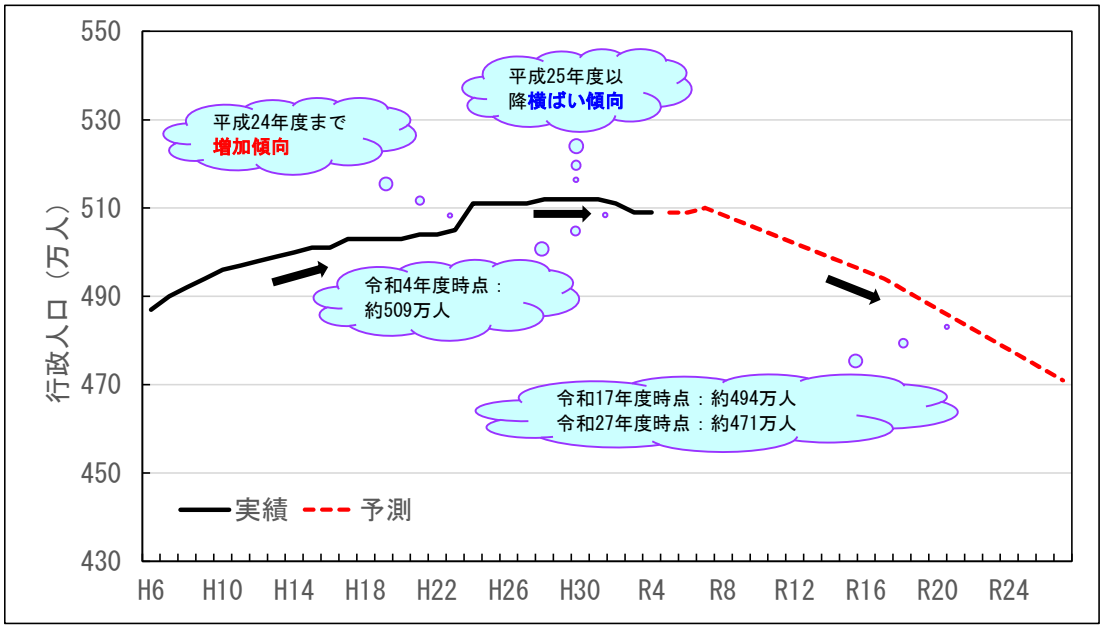

図 2-1　行政人口の実績と予測

2-2. 汚水処理の状況

2-2-1. 整備状況

整備状況	
現状	● 令和 4 年度末、汚水処理施設の整備率は集合処理区域で約 94%、個別処理区域で約 63%となっています。 ● 集合処理区域については、下水道以外の整備は完了しています。
課題	● 相対的に個別処理の整備進捗が遅れている状況にあります。 ● 集合処理区域では、区域内人口と整備済人口のピークは令和 7 年度となる見込みです。一方、個別処理区域では、区域内人口は減少傾向にありますが、整備済人口は令和 17 年度がピークとなる見込みであることから、今後も単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進が必要となります。

表 2-1　汚水処理施設整備の現状（令和 4 年度末）

		計画区域内人口			整備率
		（人）	整備済（人）	未整備（人）	（%）
集合処理区域		4,601,947	4,336,516	265,431	94.2
	下水道	4,542,671	4,277,240	265,431	94.2
	農集	46,792	46,792	0	100.0
	漁集	4,479	4,479	0	100.0
	コミプラ	8,005	8,005	0	100.0
個別処理区域		488,965	305,983	182,982	62.6
合計（行政人口）		5,090,912	4,642,499	448,413	91.2

注1）集合処理区域の未整備人口には、暫定浄化槽人口を含む。
注2）個別処理区域の未整備人口は、単独浄化槽人口、汲取り人口を指す。

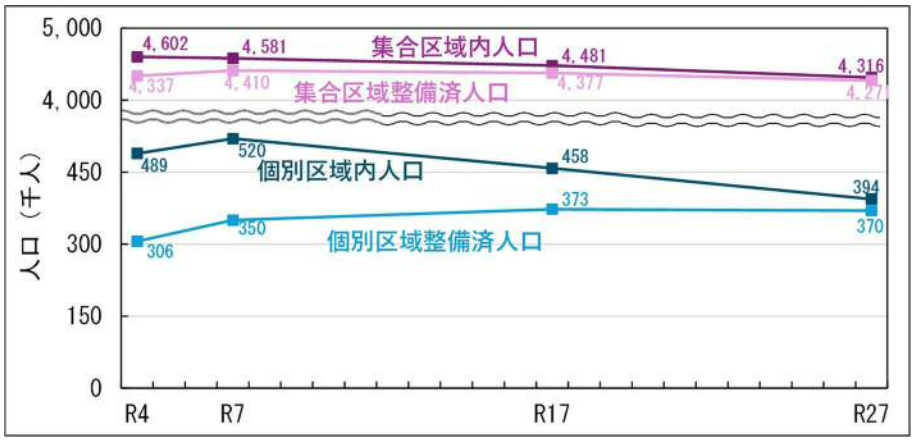

図 2-2　集合処理・個別処理における整備人口の予測

2-2-2. 汚水処理人口普及率

(1) 福岡県全域

県全域における汚水処理人口普及率	
現状	● 令和 4 年度における本県の**汚水処理人口は行政人口（約 509 万人）の約 94%（約 480 万人）、未普及人口は行政人口の約 6%（約 29 万人）**となっています。 ● 前回の汚水処理構想策定時期における汚水処理人口普及率は、平成 25 年度末で約 90%であったため、**9 年間で約 4%増加**しています。
課題	● 汚水処理人口普及率の年平均伸び率は、平成 19 年度以前は約 2.0%で推移していましたが、平成 20 年度以降は約 1.0%、平成 28 年度以降は約 0.5%と**伸び率が低下**しています。

表 2-2　汚水処理の普及状況（令和 4 年度末）

		該当市町村	汚水処理人口（人）	汚水処理人口普及率（%）	参考：H25汚水処理人口普及率（%）
普及済	下水道	47	4,277,240	84.0	79.1
	農集	21	46,792	0.9	1.0
	漁集	5	4,479	0.1	0.1
	コミプラ	7	8,005	0.2	0.3
	合併処理浄化槽	58	462,333	9.1	9.4
	計	－	4,798,849	**94.3**	89.8
未普及		－	292,063	－	－
合計（行政人口）		－	5,090,912	－	－

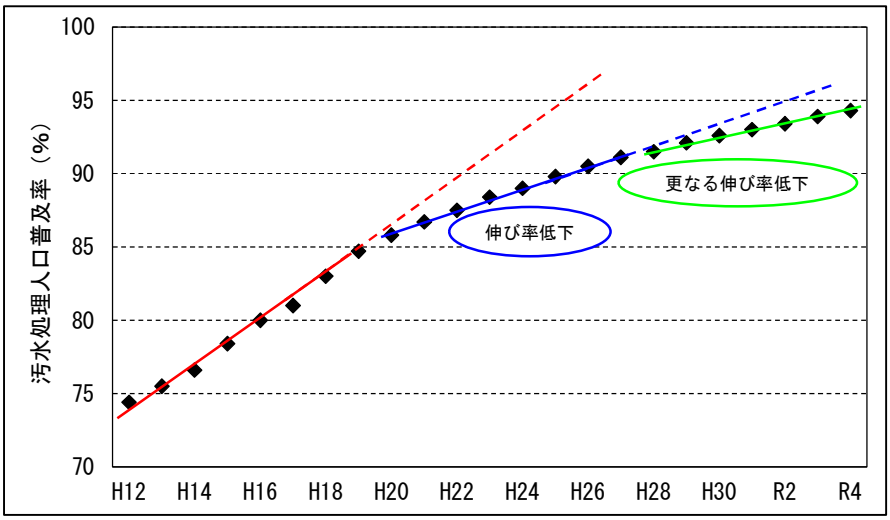

図 2-3　汚水処理人口普及率の推移

(2) 人口規模別

市町村の人口規模別における汚水処理人口普及率	
現状	● 令和 4 年度における市町村の人口規模別の汚水処理人口普及率は、20 万人以上で 99.6%、10 万人以上 20 万人未満で 92.9%、5 万人以上 10 万人未満で 88.4%、1 万人以上 5 万人未満で 84.9%、1 万人未満で 65.4%となっています。
課題	● 人口 1 万人以上の市町村の汚水処理人口普及率は概ね 80%以上ですが、人口 1 万人未満の市町村において汚水処理人口普及率は、平成 25 年度より伸び率は一番高いものの約 65%に留まっており、市町村の規模で汚水処理の普及状況に差が生じています。

表 2-3 人口規模別の汚水処理人口普及率（令和 4 年度末）

	20万人以上	10万人以上 20万人未満	5万人以上 10万人未満	1万人以上 5万人未満	1万人未満
総人口 （人）	2,807,858	657,680	657,658	910,167	57,549
汚水処理人口 （人）	2,796,424	611,274	581,213	772,328	37,610
未処理人口 （人）	11,434	46,406	76,445	137,839	19,939
汚水処理人口普及率 （%）	99.6	92.9	88.4	84.9	65.4

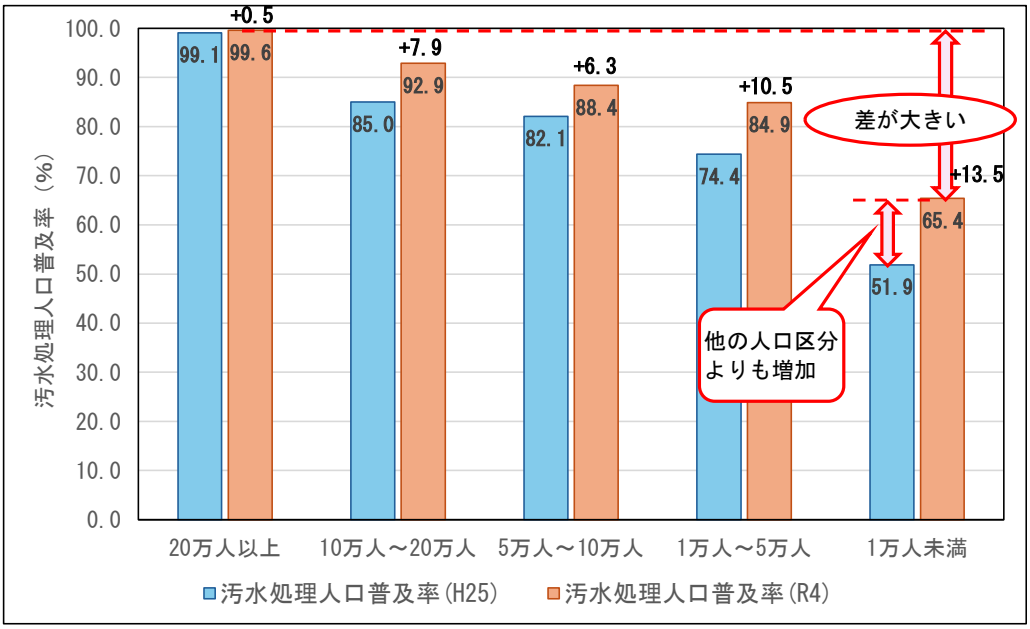

図 2-4 人口規模別の汚水処理人口普及率（平成 25 年度、令和 4 年度）

(3) 地域別

地域別における汚水処理人口普及率	
現状	● 政令市を含む北九州地域、福岡地域では、汚水処理人口普及率は 95%以上と高い水準にありますが、筑後地域は 88%、筑豊地域は 67%となっています。 ● 平成 25 年度時点と比較すると、汚水処理人口普及率が低い地域の伸び率は大きくなっています。
課題	● 地域による汚水処理人口普及率の格差は、平成 25 年度時点と比較すると、縮まりつつあるものの、まだ大きいと言えます。

表 2-4 地域別の汚水処理人口普及率（令和 4 年度末）

	北九州	福岡	筑後	筑豊
総人口 （人）	1,238,319	2,670,974	785,882	395,737
汚水処理人口 （人）	1,188,849	2,648,305	694,938	266,757
未処理人口 （人）	49,470	22,669	90,944	128,980
汚水処理人口普及率 （%）	96.0	99.2	88.4	67.4

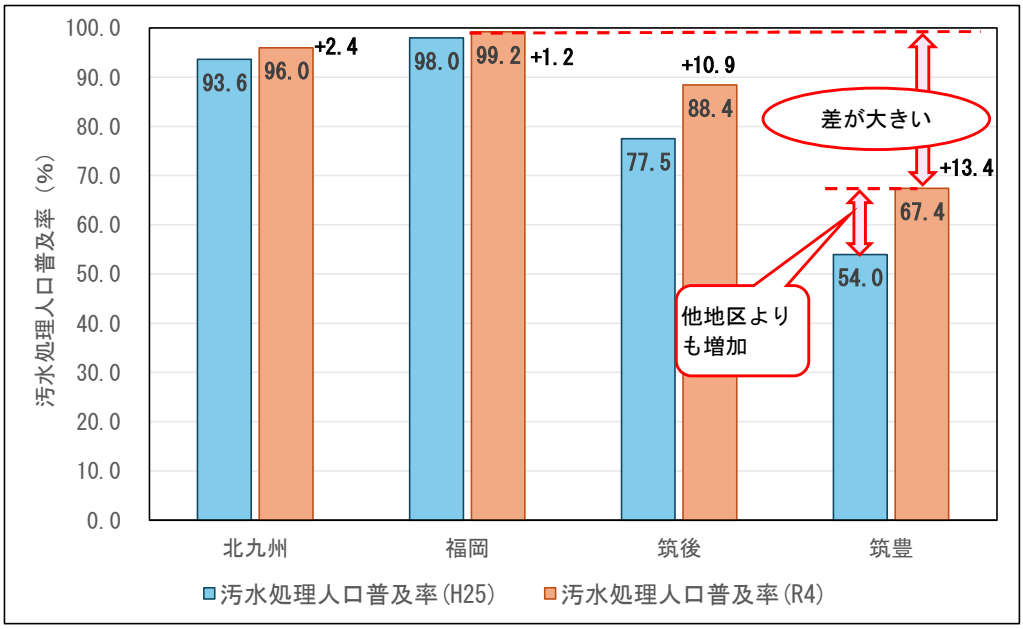

図 2-5 地域別の汚水処理人口普及率（平成 25 年度末、令和 4 年度末）

(4) 汚水処理未普及に関する分析

人口規模別、地域別における汚水処理施設（集合処理・個別処理）別普及率及び未普及率を確認した結果を以下に示します（**表 2-5**、**表 2-6**）。

市町村の人口規模別についてみると、汚水処理人口普及率が低い 1 万人未満の市町村では、集合処理の普及率が約 83%であるのに対して、個別処理の普及率は約 53%にとどまっています。また、行政人口に対する未普及人口の割合においても集合処理が約 7%、個別処理が約 28%となっており、個別処理の方が今後必要となる整備量が多い状況にあります。

一方、汚水処理人口普及率が低い筑豊地域では、集合処理の普及率が約 83%であるのに対して、個別処理の普及率は約 57%にとどまっています。また、行政人口に対する未普及人口の割合においても、集合処理が約 7%、個別処理が約 26%となっており、個別処理の方が今後必要となる整備量が多い状況にあります。

したがって、市町村の人口規模別及び地域別のいずれにおいても、個別処理の整備が遅れており、汚水処理人口普及率向上のためには、合併処理浄化槽の整備促進が必要不可欠となります。

表 2-5　人口規模別汚水処理施設（集合処理・個別処理）別の普及率及び未普及率

令和4年度末

	集合処理区域					個別処理区域					行政人口
	① 普及人口		② 未普及人口		③=①/(①+②) 普及率	④ 普及人口		⑤ 未普及人口		⑥=④/(④+⑤) 普及率	
	（人）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）
20万人以上	2,790,803	99.4	8,696	0.3	99.7	5,621	0.2	2,738	0.1	67.2	2,807,858
10万人以上-20万人未満	556,528	84.6	22,608	3.4	96.1	54,746	8.3	23,798	3.6	69.7	657,680
5万人以上-9万人未満	512,884	78.0	40,481	6.2	92.7	68,329	10.4	35,964	5.5	65.5	657,658
1万人以上-5万人未満	613,091	67.4	33,245	3.7	94.9	159,237	17.5	104,594	11.5	60.4	910,167
1万人未満	19,627	34.1	4,051	7.0	82.9	17,983	31.2	15,888	27.6	53.1	57,549
計	4,492,933	88.3	109,081	2.1	97.6	305,916	6.0	182,982	3.6	62.6	5,090,912

注）普及人口及び未普及人口の欄のパーセント値は、行政人口に対する割合を示す。

表 2-6　筑豊地域における汚水処理施設（集合処理・個別処理）別の普及率及び未普及率

令和4年度末

	集合処理区域					個別処理区域					行政人口
	① 普及人口		② 未普及人口		③=①/(①+②) 普及率	④ 普及人口		⑤ 未普及人口		⑥=④/(④+⑤) 普及率	
	（人）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）
北九州	1,160,441	93.7	34,166	2.8	97.1	28,408	2.3	15,304	1.2	65.0	1,238,319
福岡	2,621,406	98.1	11,207	0.4	99.6	26,899	1.0	11,462	0.4	70.1	2,670,974
筑後	578,972	73.7	36,976	4.7	94.0	115,966	14.8	53,968	6.9	68.2	785,882
筑豊	132,114	33.4	26,732	6.8	83.2	134,643	34.0	102,248	25.8	56.8	395,737
計	4,492,933	88.3	109,081	2.1	97.6	305,916	6.0	182,982	3.6	62.6	5,090,912

注）普及人口及び未普及人口の欄のパーセント値は、行政人口に対する割合を示す。

2-3. 集合処理施設（下水道等）

2-3-1. 管渠の布設状況

管渠の布設状況	
現状	● 本県における下水道管渠は昭和初期から布設されており令和 4 年度時点の**下水道管渠総延長は約 18,500km** となっています。
課題	● 下水道管渠の標準耐用年数は 50 年ですが、使用状況によっては**布設後 30 年経過で劣化・損傷が生じる可能性**があり、道路の陥没を発生させ、重大な事故につながる恐れがあります。 ● 本県においても、令和 4 年度末現在、下水道管渠総延長のうち、**布設後 30 年を経過する下水道管渠の占める割合は約 45%**であり、**10 年後（令和 14 年度）には約 66%、20 年後（令和 24 年度）には約 86%**となる見込みであり、計画的に更新を行っていく必要があります。

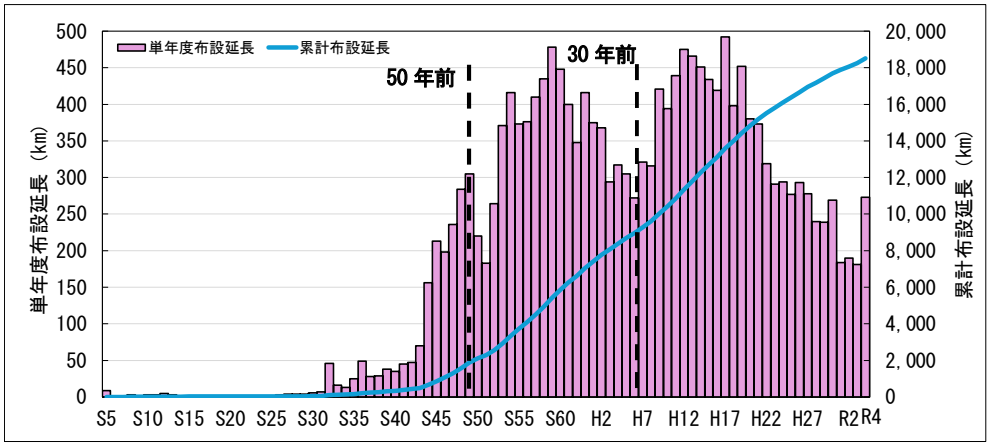

図 2-6　下水道管渠における布設延長の推移

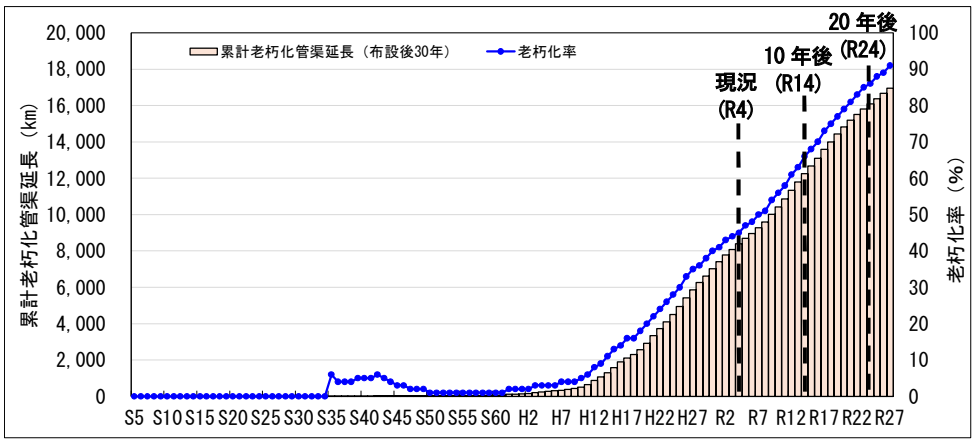

図 2-7　下水道老朽化管渠の今後の見通し（30 年経過管渠の延長と割合）

2-3-2. 施設の更新費

施設の更新費	
現状	● 令和 4 年度までの更新に係る費用は、累計約 3,900 億円となっています。
課題	● 令和 17 年度には、累計が約 7,800 億円と急激に増加していくことが予想されています。このため、令和 4 年度までは単年度当たりで平均約 150 億円を更新費に充てていましたが、令和 7 年度～令和 27 年度はこれまでの 2 倍の規模の更新費が必要となる見込みです。 ● 令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震において耐震化が未実施であったことにより、広範囲で下水道が使用できなくなったことを受け、今後は、更新に併せた耐震化に加え、避難所等の重要施設に接続する管渠等や下水道システムの急所施設（処理場、処理場直前の下水道管路・ポンプ場）の耐震化を実施していく必要があります。

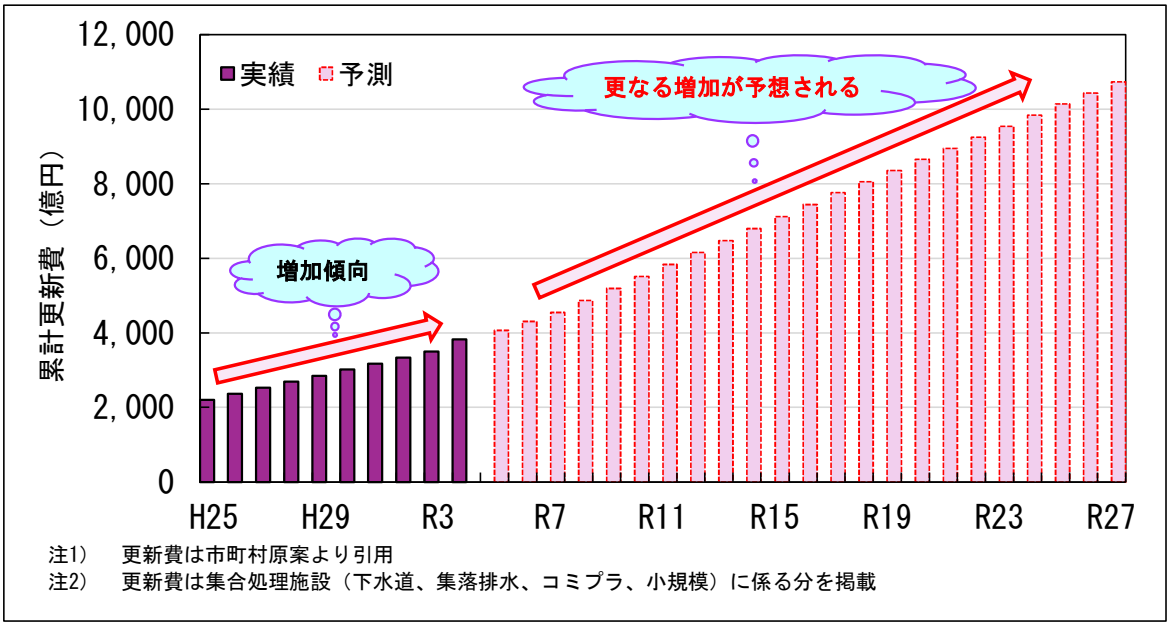

注1） 更新費は市町村原案より引用
注2） 更新費は集合処理施設（下水道、集落排水、コミプラ、小規模）に係る分を掲載

図 2-8 今後の汚水処理施設の更新に係る費用

表 2-7　福岡県における下水道施設の耐震化状況（令和 5 年度末）

項目		対象	対策済	耐震化率	備考
急所施設	管路	252.0km	226.3km	90%	処理場～処理場直前の合流地点までの管路
	ポンプ場	20 施設	14 施設	70%	処理場～処理場直前の合流地点までのポンプ場
	処理場	43 施設	23 施設	53%	—
重要施設	管路	595.7km	341.7km	57%	避難所などの重要施設～処理場直前の合流地点までの下水道管路
	ポンプ場	35 施設	20 施設	57%	避難所などの重要施設～処理場直前の合流地点までのポンプ場

注）急所施設とは、その施設が機能を失うと、システム全体の機能を失う施設をいう。※

※　国土交通省 HP　「上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果（令和 6 年 11 月）」より抜粋

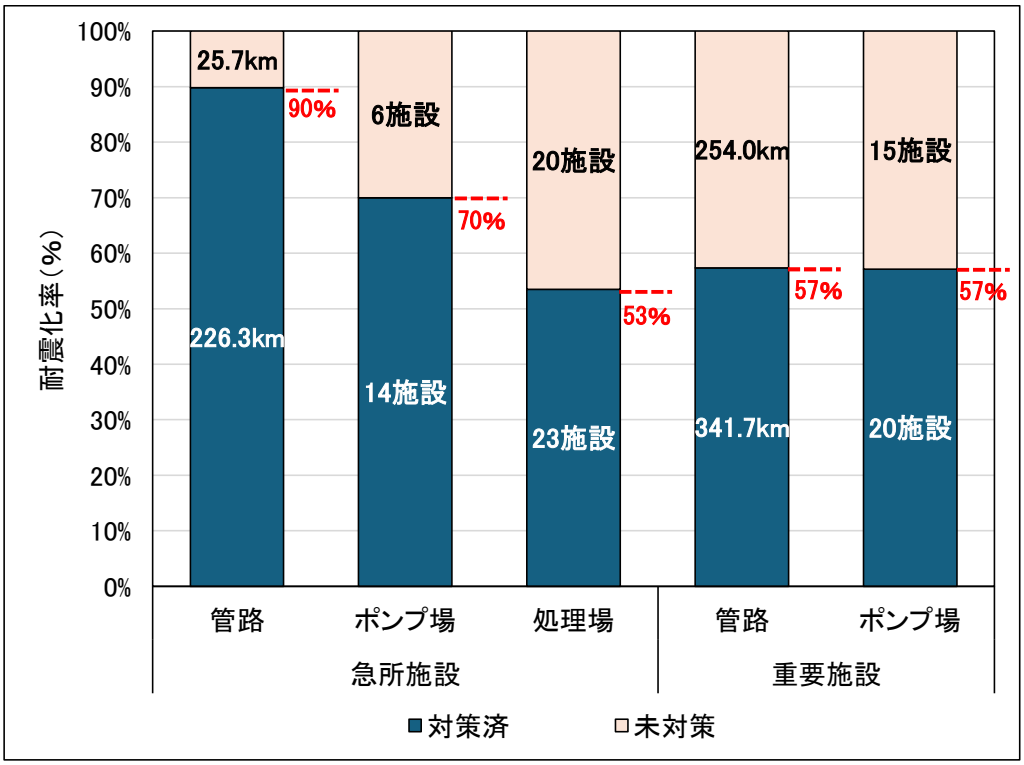

図 2-9　福岡県における下水道施設の耐震化状況（令和 5 年度末）

2-3-3. 流入汚水量の減少

流入汚水量	
現状	● 本県の下水処理場への流入水量についてみると、普及率や接続率の上昇にともない平成 28 年度まで増加傾向にありましたが、**直近 5 ヶ年程度は、横ばい傾向**となっています。
課題	● 将来的には**人口減少による水道使用量減少**から、**下水道への流入水量も減少傾向**になると予測されます。 ● 流入水量が減少することから、**施設の稼働率の低下**や**使用料収入の減少**による**収支の悪化**が懸念されます。

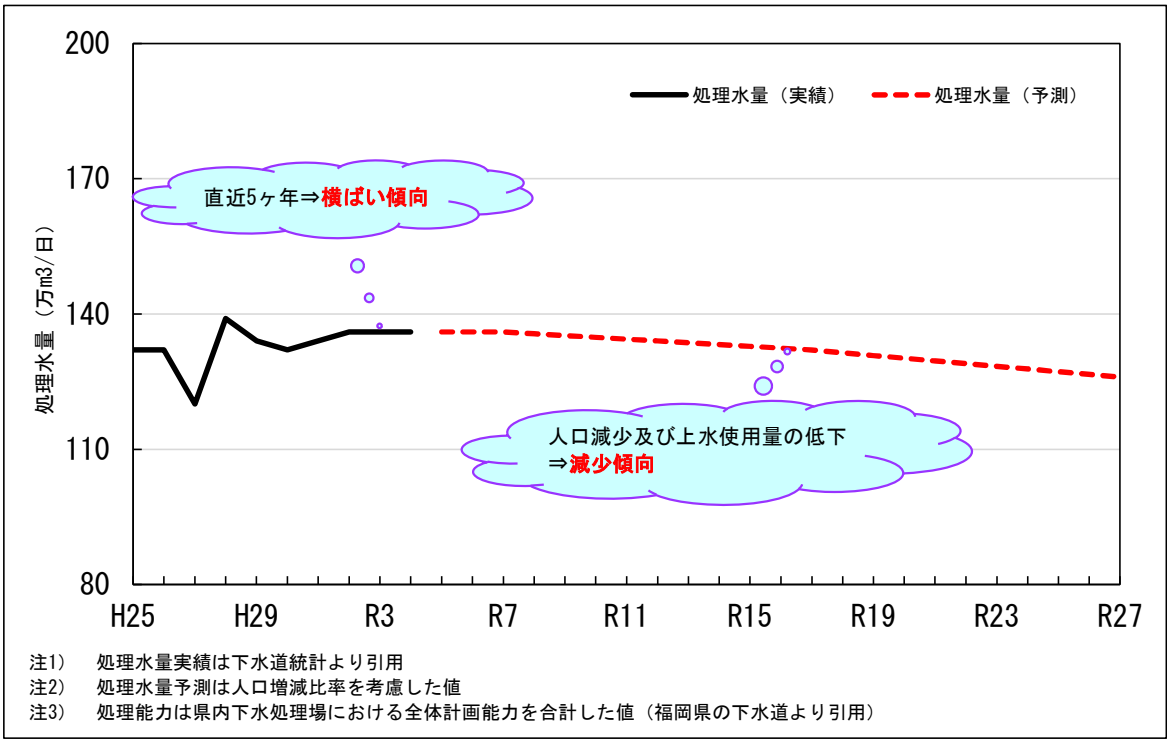

注1） 処理水量実績は下水道統計より引用
注2） 処理水量予測は人口増減比率を考慮した値
注3） 処理能力は県内下水処理場における全体計画能力を合計した値（福岡県の下水道より引用）

図 2-10 下水処理場への流入水量

2-3-4. 経営状況

経営状況	
現状	● 県全体における汚水処理事業の経費回収率は、令和元年度に約 111%まで上昇しました。しかし、平成 26 年度以降は 100%以上を保っているものの、令和 2 年度以降は減少傾向にあります。
課題	● 近年の社会情勢による物価上昇に伴い、下水処理場を稼働させるために要する電力、薬品、人件費等のコストが高騰し、維持管理費が上昇していることが一因として考えられます。 ● 適正な使用料金への改定が求められていますが、使用料の値上げは住民にとって経済的な負担となります。

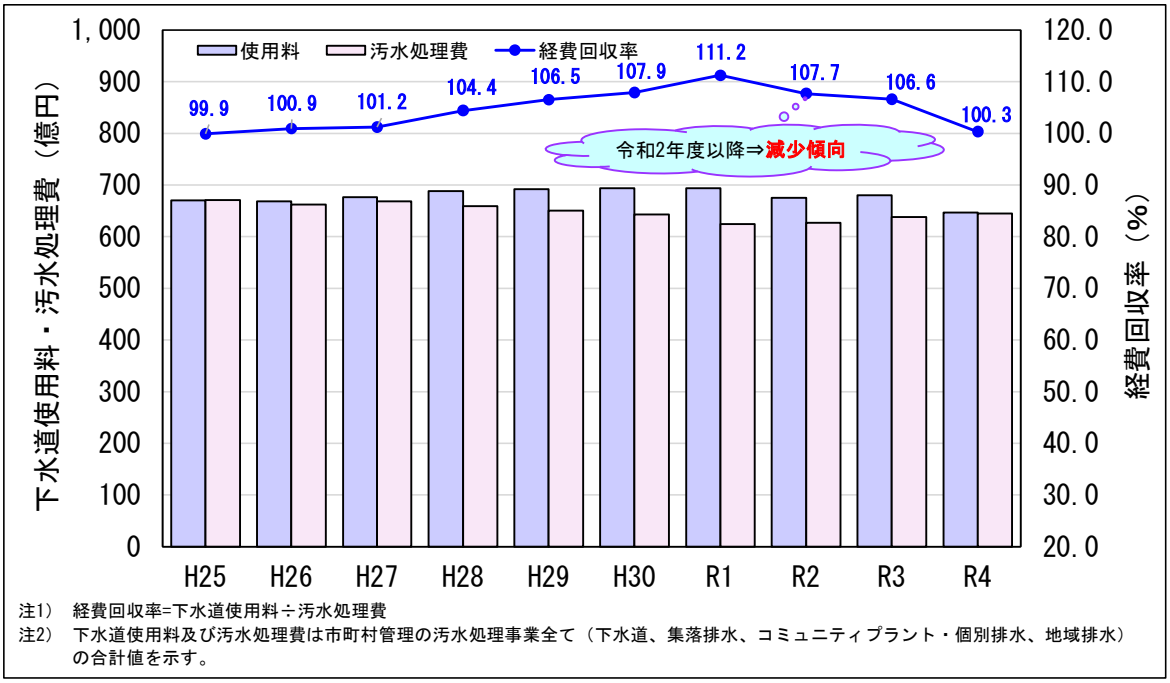

注1） 経費回収率=下水道使用料÷汚水処理費
注2） 下水道使用料及び汚水処理費は市町村管理の汚水処理事業全て（下水道、集落排水、コミュニティプラント・個別排水、地域排水）の合計値を示す。

出典）地方公営企業決算状況調査

図 2-11 経費回収率の推移

2-4. 個別処理施設

合併処理浄化槽事業	
現状	● 基本的に合併処理浄化槽は、各世帯に 1 基が設置され、し尿と併せて生活雑排水の汚水処理が行われ、処理された水は公共用水域等へ放流されます。一方、単独処理浄化槽や汲み取り便槽は、生活雑排水が公共用水域等へ垂れ流しになっています。 ● 令和 4 年度末の県内における合併処理浄化槽の設置基数は、**約 14 万 1 千基で、増加傾向**にあります。一方、単独処理浄化槽の設置基数は、約 4 万 3 千基となっています。 ● 令和 4 年度末の県内における汚水処理未整備人口は約 29 万人で、そのうち、個別処理区域の汚水処理未整備人口は約 20 万人となっています。
課題	● 人口減少に伴い、人口密度の低い地域が今後増加し、合併処理浄化槽による汚水処理が経済的に有利になる区域が広がり、合併処理浄化槽の必要整備基数が増加すると予想されるため、**合併処理浄化槽の整備促進が必要**となります。 ● 生活雑排水を垂れ流す単独処理浄化槽や汲み取り便槽から、し尿と併せて生活雑排水を処理する**合併処理浄化槽への転換促進が必要**になっています。

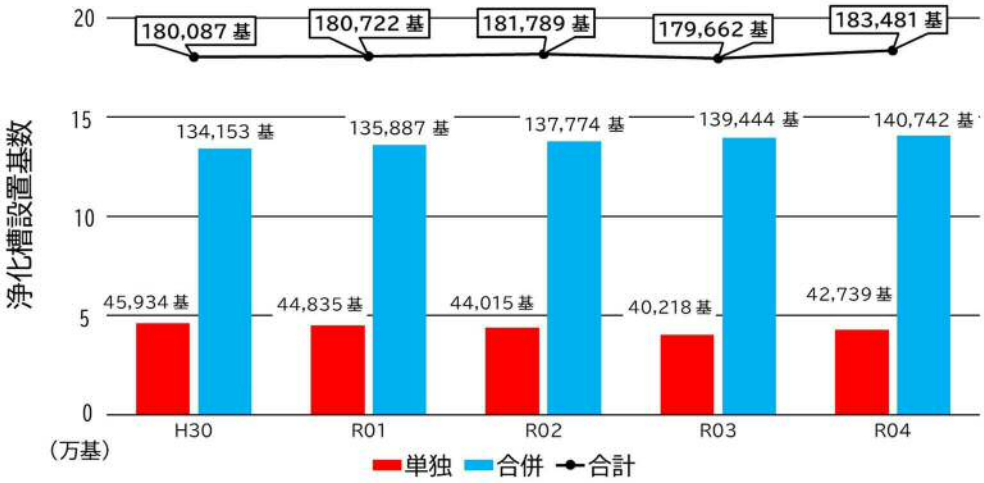

図 2-12　県内の合併・単独処理浄化槽設置基数の推移

注）　R4 の単独処理浄化槽の計上された設置基数は増加したようにみえているが、浄化槽台帳の精査によるものであり、新規に設置された単独処理浄化槽は存在しない。

第3章. 汚水処理構想の策定

3-1. 前回汚水処理構想の振り返り

平成 29 年 3 月に策定した前回の汚水処理構想では、平成 37 年度（令和 7 年度）末で汚水処理人口普及率 95%を目標としていました。過年度実績を考慮し、全県の汚水処理人口普及率を予測すると、令和 7 年度の汚水処理人口普及率は 95.4%となり、前回汚水処理構想の目標を達成する見込みです（図 3-1）。

≪前回汚水処理構想の振り返り≫

過年度実績を考慮した汚水処理人口普及率の予測

令和 7 年度：95.4%

前回汚水処理構想の目標を達成見込み

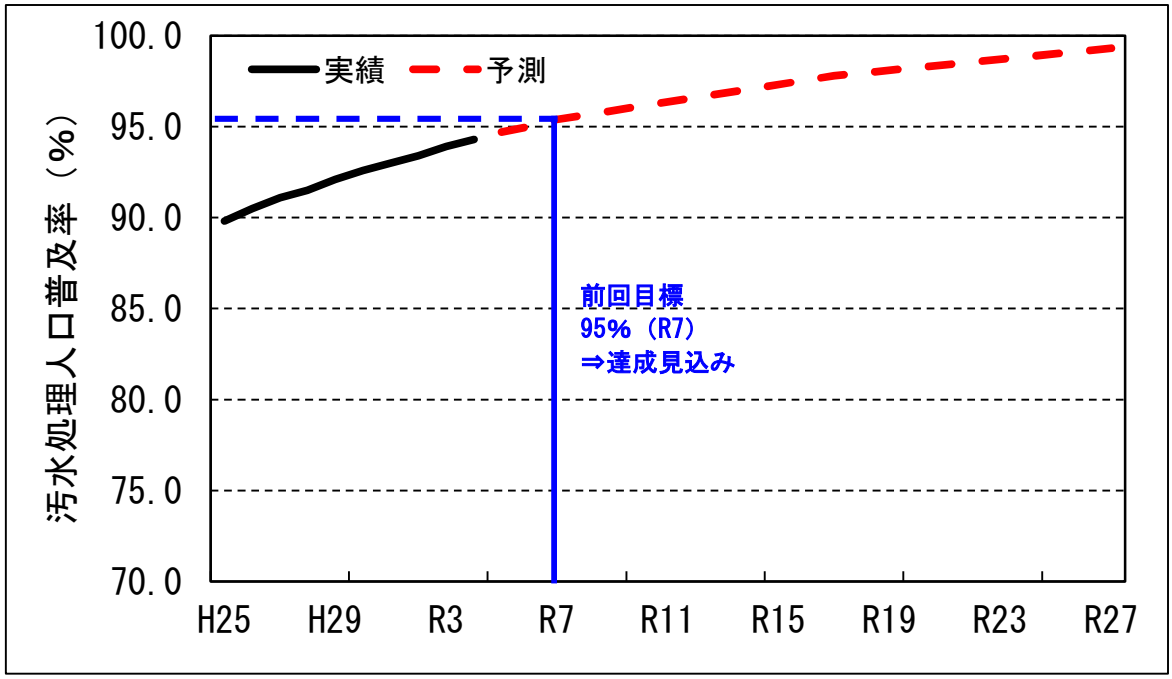

図 3-1　汚水処理人口の実績と予測

3-2. 策定方針

第 2 章に挙がっている課題解決のため、今後の汚水処理については、普及促進と持続可能で効率的な運営管理を行うことが重要であると判断し、今後の汚水処理の方向性を次のように定めます。

【今後の汚水処理の方向性】

①：汚水処理の普及促進（汚水処理人口普及率の更なる向上）
②：持続可能な汚水処理の推進（汚水処理施設の効率的な更新及び運営管理）

また、この方向性を踏まえ、以下の事項を検討します。

【検討項目】

①：汚水処理の普及促進（汚水処理人口普及率の更なる向上）

■人口減少などの社会情勢の変化や地域特性、地域住民の意向を考慮しながら、下水道から合併処理浄化槽への転換といった効率的かつ適正な処理区域の見直し及び低コスト工法による整備や下水道整備区域への暫定的な合併処理浄化槽導入などの整備手法の見直しを検討し、早期の普及促進に努めます。

②：持続可能な汚水処理の推進（汚水処理施設の効率的な更新及び運営管理）

■人口減少に伴う下水道使用料収入の減少、汚水処理施設の稼働率低下、施設の老朽化に伴う更新費用及び耐震化に係る費用の増加が見込まれるなか、汚水処理施設の効率的な更新及び運営管理の検討が重要であり、中・長期的な視点で持続可能な汚水処理を推進していきます。

3-3. 目標

本汚水処理構想では、「更なる汚水処理人口普及率の向上」を目指し、約 10 年後の令和 17 年度末において、全県で「98%」を目標とします（**図 3-2**）。

また、人口減少や汚水処理施設の老朽化が進むなか、持続可能な汚水処理を推進するため、中・長期的な視点で既に整備されている施設の効率的な更新及び運営管理を目指します。

≪目　標≫

①汚水処理の普及促進

福岡県の汚水処理人口普及率 98%　（令和 17 年度末）

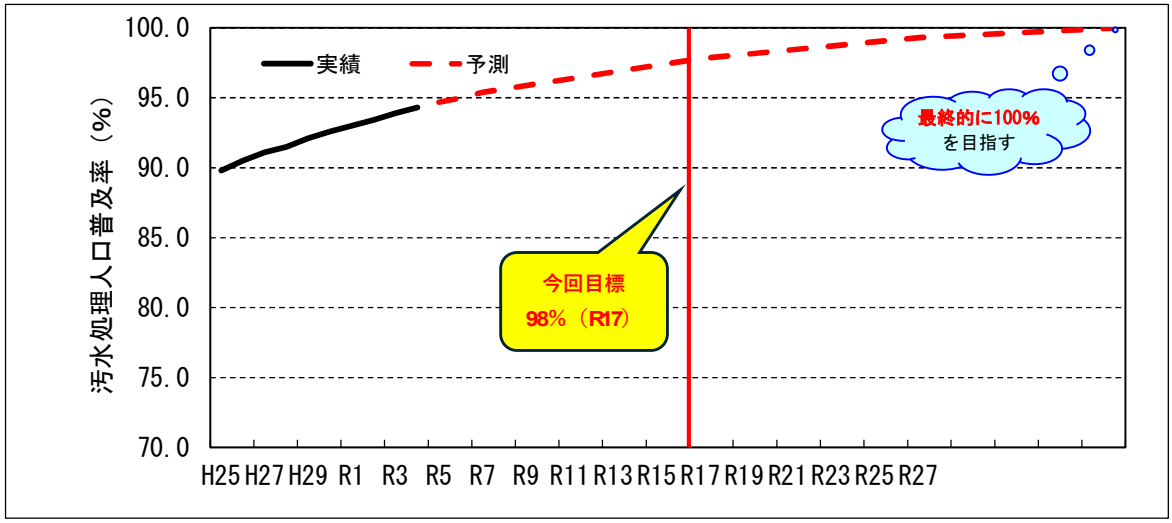

図 3-2　汚水処理人口普及率の実績と目標

②持続可能な汚水処理の推進

汚水処理施設の効率的な更新及び運営管理

3-3-1. 整備の見通し

今後、各市町村が普及促進に向け汚水処理施設整備を実施することで、令和 17 年度の汚水処理人口普及率は全県で概ね 98%となる見込みです（**表 3-1**、**図 3-3**）。

表 3-1　汚水処理人口普及率の見通し

		現況（令和4年度）	本構想目標（令和17年度）
整備済（人）	下水道	4,277,240	4,338,907
	農業集落排水	46,792	29,921
	漁業集落排水	4,479	2,328
	コミュニティ・プラント	8,005	5,810
	浄化槽	462,333	450,959
	計	4,798,849	4,827,925
未普及　（人）		292,063	110,802
合計（行政人口）　（人）		5,090,912	4,938,727
汚水処理人口普及率		94.3%	97.8%

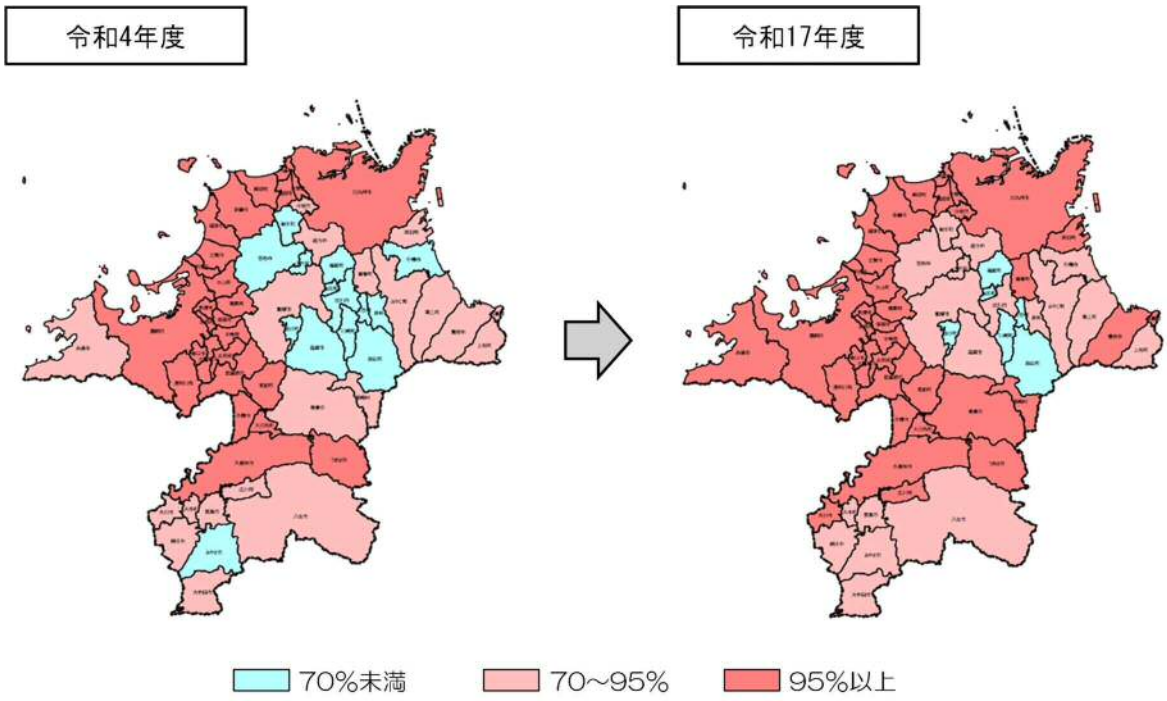

図 3-3　各市町村の汚水処理人口普及率の見通し

また、現況（令和 4 年度）と本構想目標（令和 17 年度）における県内各市町村の汚水処理の普及状況を以下に示します。

令和４年度

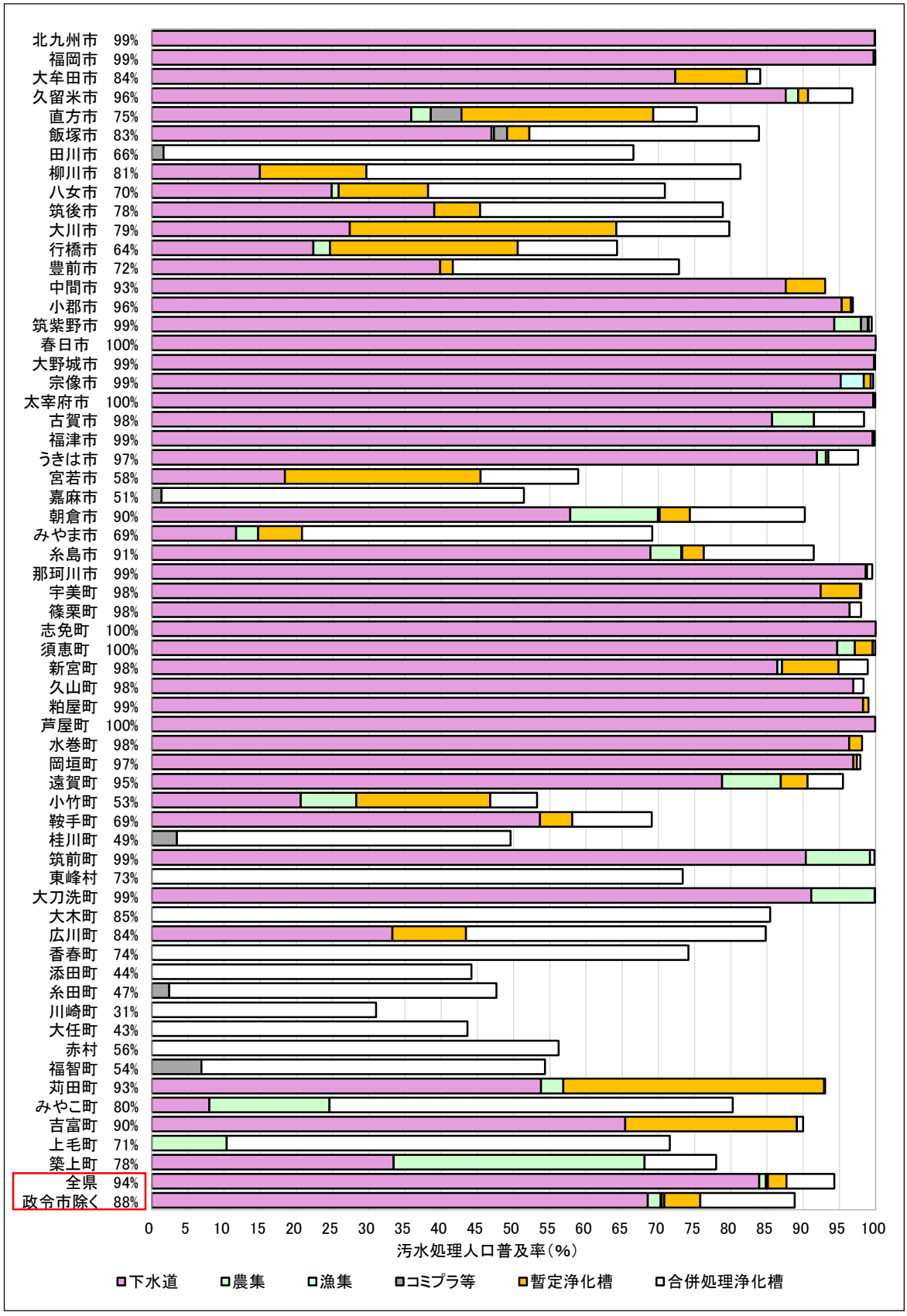

図 3-4　市町村別汚水処理人口普及率（現況：令和４年度末）

令和４年度

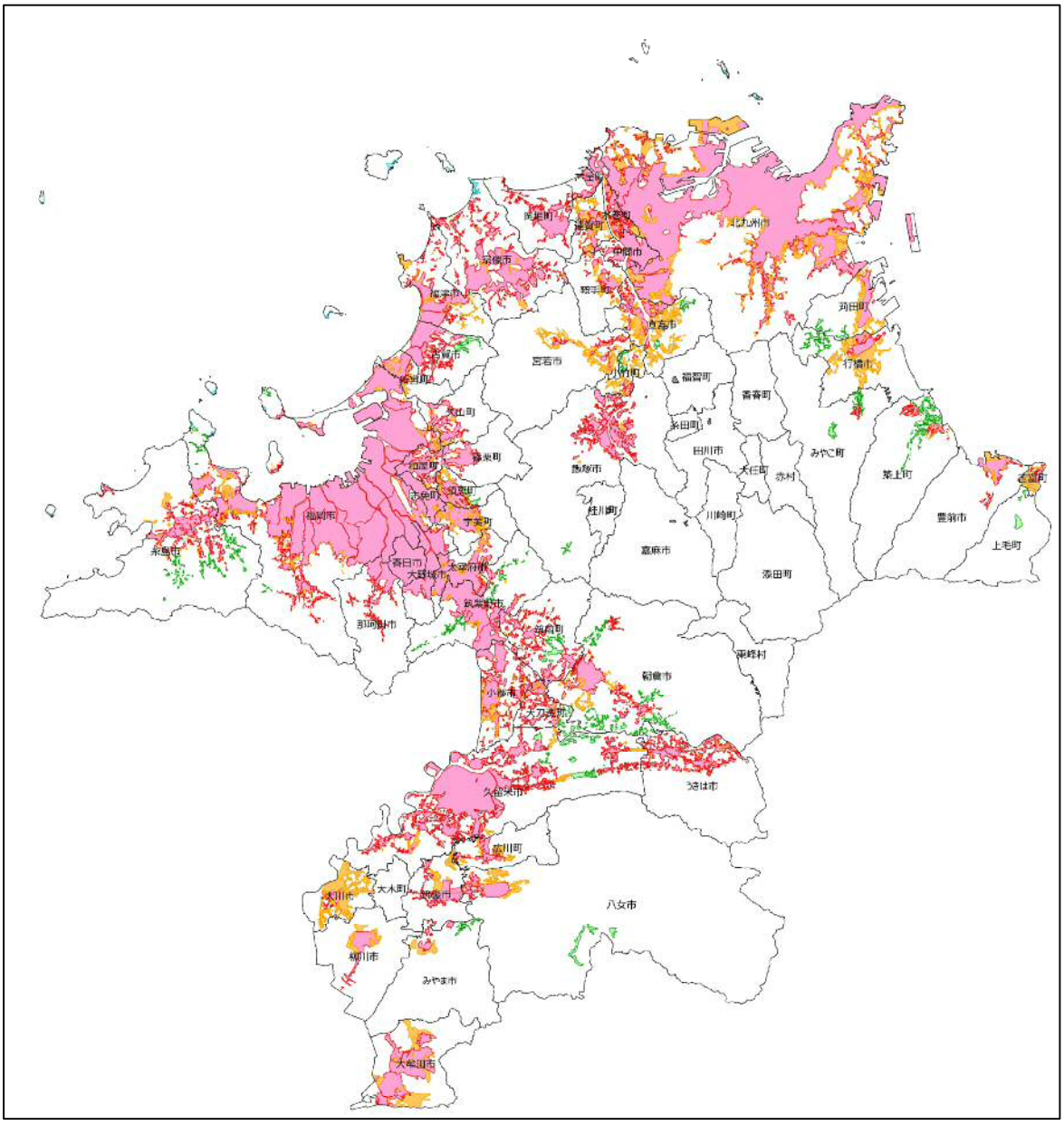

凡　　例			概　　要
集合処理区域	① 公共下水道		主に市街地や自然環境保全が必要な区域において整備され、管渠等で汚水を集約して、処理場で汚水処理を行うもの。
	② 農業集落排水		農業振興地域内の農業集落において整備され、管渠等で汚水を集約して、処理場で汚水処理を行うもの。
	③ 漁業集落排水		漁港周辺及び漁業集落において整備され、管渠等で汚水を集約して、処理場で汚水処理を行うもの。
	④ コミュニティ・プラント等		主に住宅団地等において整備され、管渠等で汚水を集約して、処理場で汚水処理を行うもの。
	⑤ 暫定浄化槽		将来的には下水道で整備する区域であるが、暫定的に合併処理浄化槽を設置して汚水処理を行うもの。
個別処理区域	⑥ 合併処理浄化槽	無着色	合併処理浄化槽を設置して汚水処理を行うもの。

注）コミュニティ・プラント等には、小規模集合排水区域を含む。

図 3-5　汚水処理施設整備状況図（現況：令和４年度末）

令和 17 年度

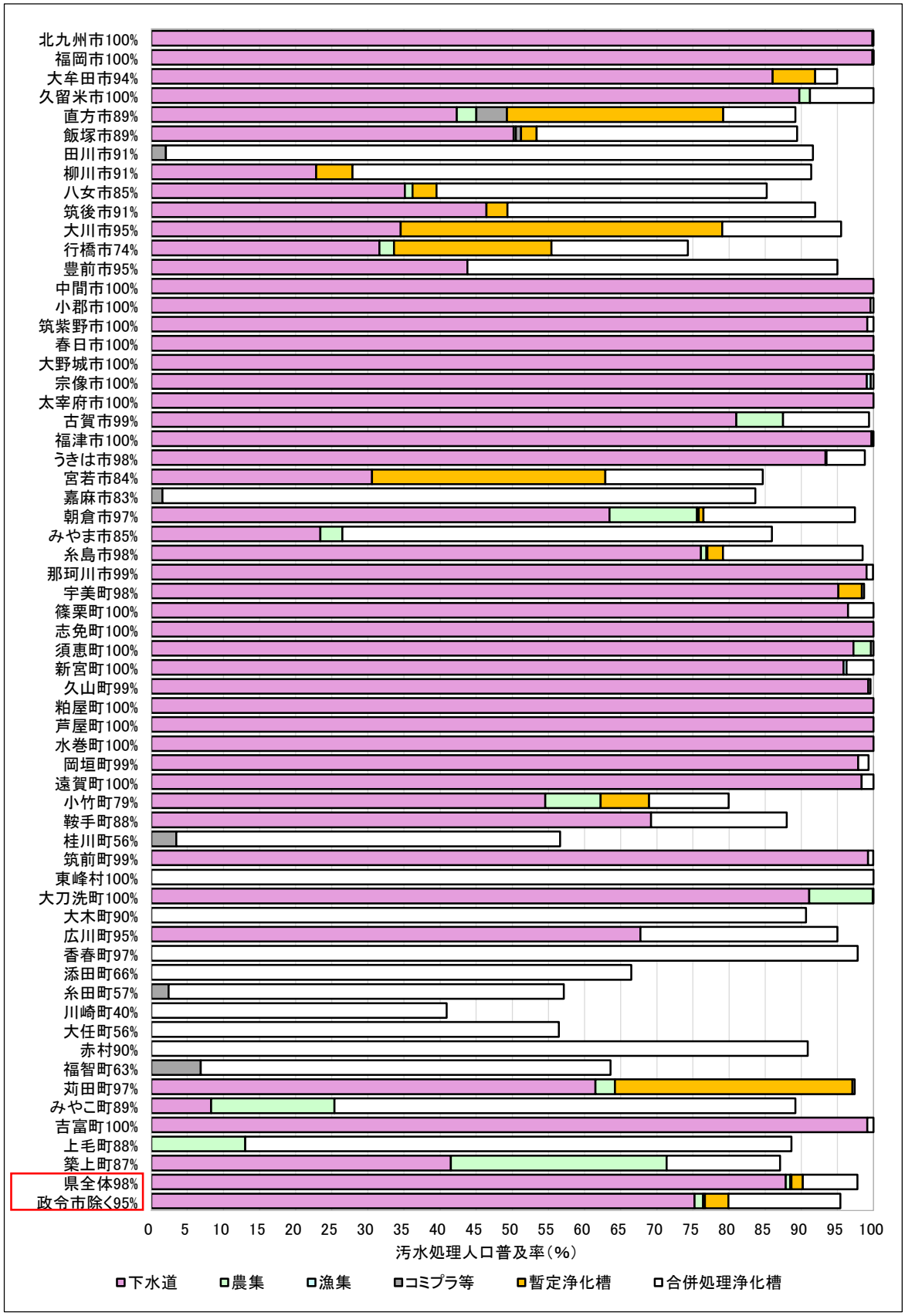

図 3-6　市町村別汚水処理人口普及率（本構想目標：令和 17 年度末）

令和 17 年度

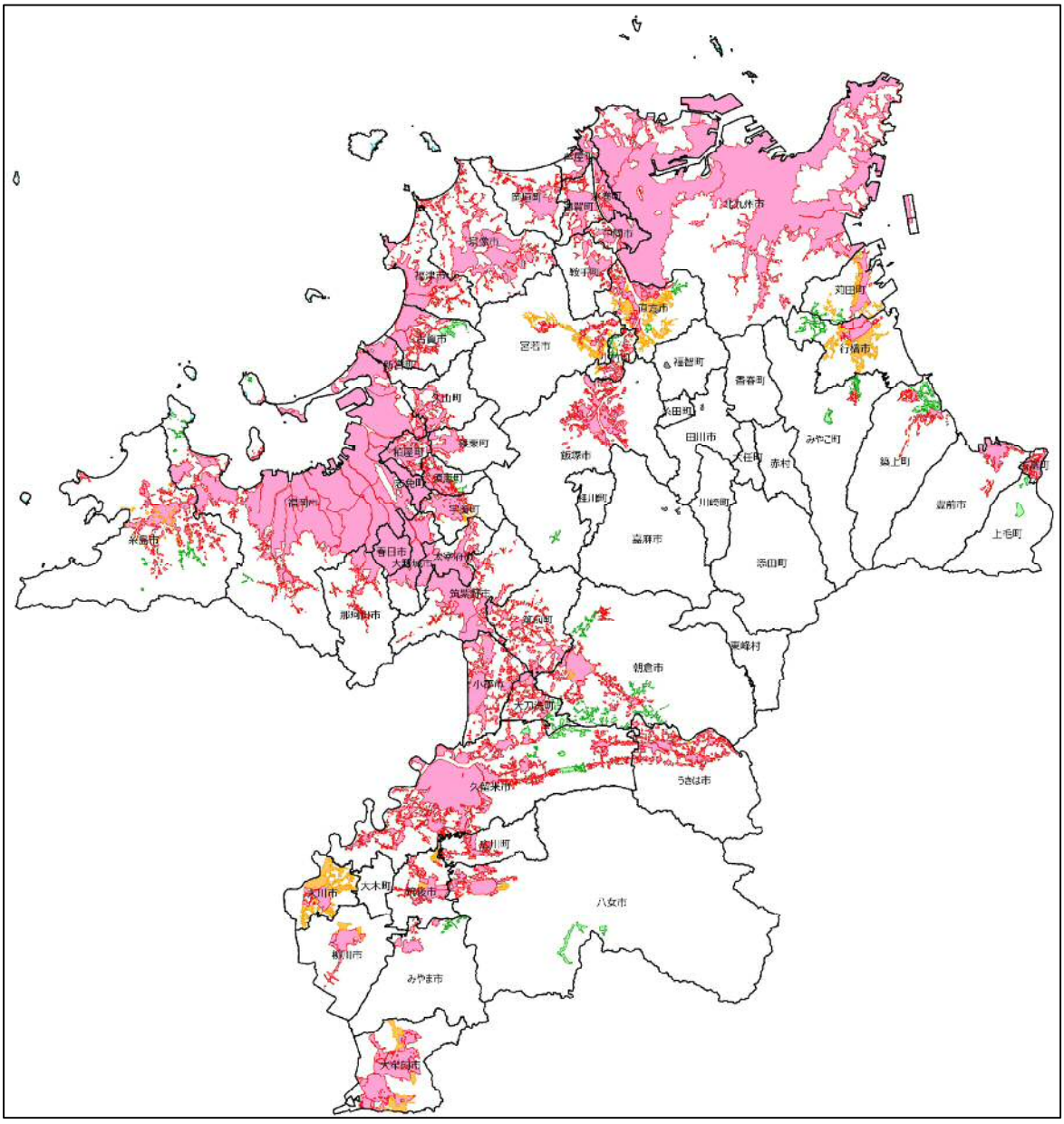

凡　例			概　要
集合処理区域	① 公共下水道		主に市街地や自然環境保全が必要な区域において整備され、管渠等で汚水を集約して、処理場で汚水処理を行うもの。
	② 農業集落排水		農業振興地域内の農業集落において整備され、管渠等で汚水を集約して、処理場で汚水処理を行うもの。
	③ 漁業集落排水		漁港周辺及び漁業集落において整備され、管渠等で汚水を集約して、処理場で汚水処理を行うもの。
	④ コミュニティ・プラント等		主に住宅団地等において整備され、管渠等で汚水を集約して、処理場で汚水処理を行うもの。
	⑤ 暫定浄化槽		将来的には下水道で整備する区域であるが、暫定的に合併処理浄化槽を設置して汚水処理を行うもの。
個別処理区域	⑥ 合併処理浄化槽	無着色	合併処理浄化槽を設置して汚水処理を行うもの。

注）コミュニティ・プラント等には、小規模集合排水区域を含む。

図 3-7　汚水処理施設整備計画図（本構想目標：令和 17 年度末）

3-3-2. 整備による効果

市町村の人口規模別における整備の効果は、人口規模が 1 万人未満を除いて、90%以上となり、人口規模が 1 万人未満においては、約 81%ですが、令和 4 年度末から約 16%の改善が見込まれます（図 3-8）。

また、地域別においては、北九州、福岡、筑後地域は、95%以上となり、筑豊地域においては、約 83%ですが、令和 4 年度末から約 15%の改善が見込まれます（図 3-9）。

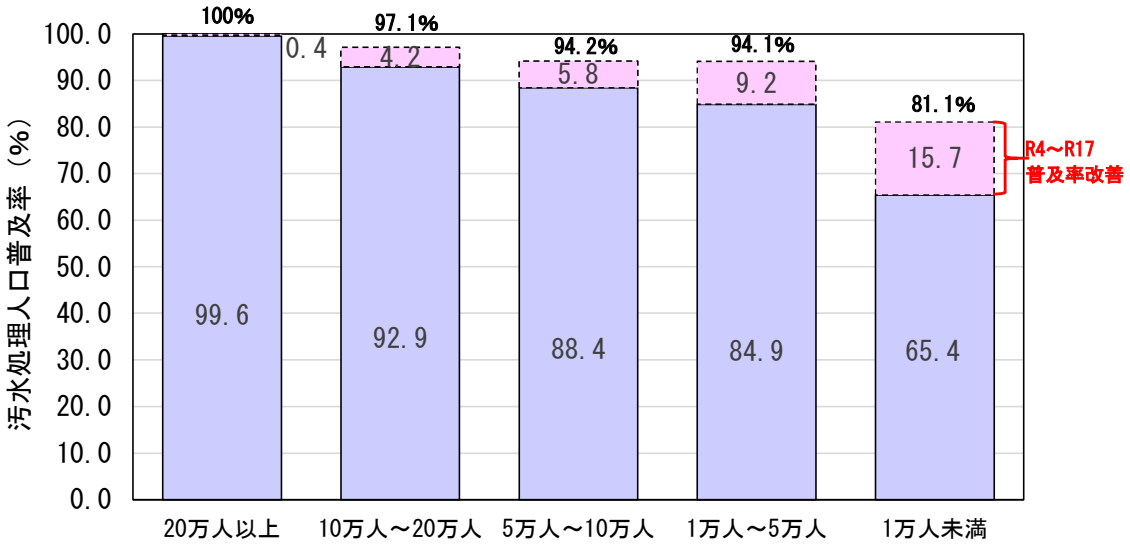

図 3-8　令和 4 年度～令和 17 年度における整備効果の予測（人口規模別）

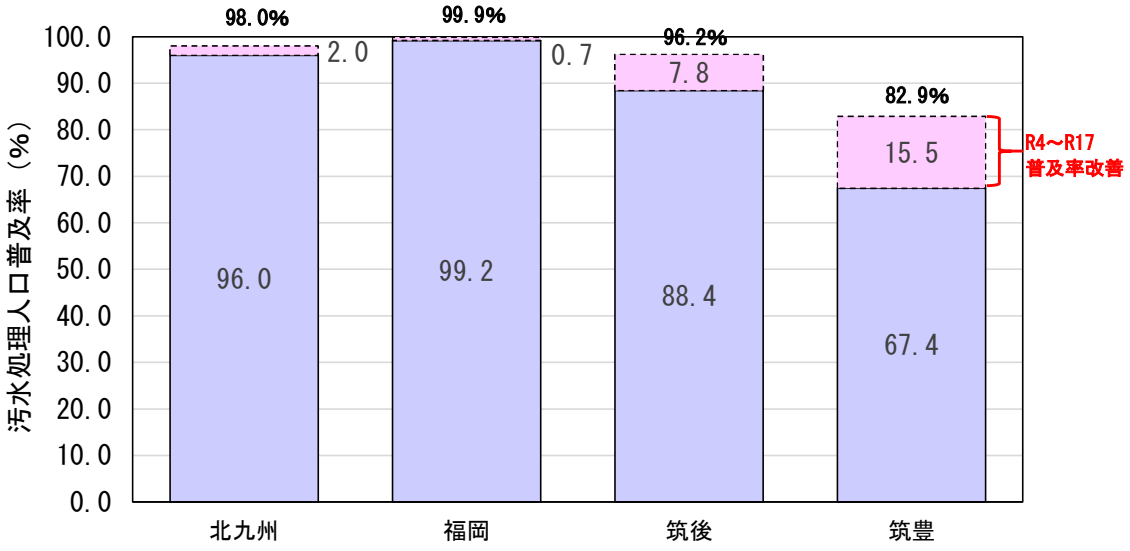

図 3-9　令和 4 年度～令和 17 年度における整備効果の予測（地域別）

3-4. 汚水処理を取り巻く課題解消に向けた取組み

「第 2 章. 汚水処理施設整備に係る現状と課題」を踏まえて、次の取組みを行っていきます。また、各取組みと課題の関連は表 3-2 に示すとおりです。

汚水処理を取り巻く課題解消に向けた取組み
① 汚水処理施設の整備手法の選択
② 下水道における低コスト整備手法の採用
③ 汚水処理施設の統廃合（広域化・共同化）
④ 汚水処理施設の計画的な更新
⑤ 汚水処理施設の計画的な耐震化
⑥ 上下水道一体管理の導入促進
⑦ 住民への財政支援・PR 活動
⑧ 官民連携手法（PPP/PFI）の導入検討

表 3-2　汚水処理の課題に対する取組

取組＼課題	未整備（普及促進）（地域格差）	施設の更新費用の増加（老朽化・耐震化）	流入汚水量の減少（施設の稼働率低下）（使用料収入減少）	経営状況の悪化
① 汚水処理施設の整備手法の選択				
整備エリアの見直し	●		●	
下水道整備予定区域の段階的整備	●			
② 下水道における低コスト整備手法の採用	●			
③ 汚水処理施設の統廃合（広域化・共同化）		●	●	
④ 汚水処理施設の計画的な更新		●	●	
⑤ 汚水処理施設の計画的な耐震化		●		
⑥ 上下水道一体管理の導入促進				●
⑦ 住民への財政支援・PR活動				
集合処理区域	●			●
個別処理区域	●			
⑧ 官民連携手法（PPP/PFI）の導入検討	●	●	●	●

注）「課題」と「取組」が関連するものに●を示しています。

次頁以降に、取組内容を示します。

3-4-1. 汚水処理施設の整備手法の選択

(1) 整備エリアの見直し

下水道整備には長期間を要することから、汚水処理施設の整備手法の検討においては、下水道整備に係る費用と合併処理浄化槽整備に係る費用との経済性比較を基本としつつも、下水道の整備時期や地域住民の意向等を考慮し、進めていく必要があります。

このため、下水道整備時期が現況よりも数十年後になる、地域住民の下水道整備要望が低い等の場合には、経済性比較において下水道整備が安価になる場合でも、合併処理浄化槽整備とすることを検討していきます（図 3-10）。

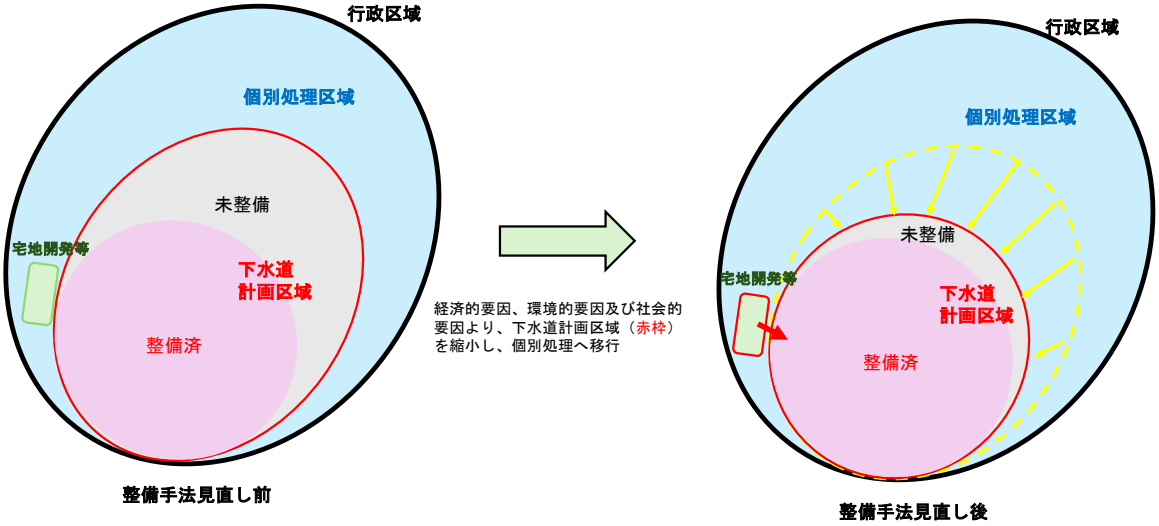

図 3-10　整備手法の見直しイメージ

※「整備手法の見直し」における今後の取組予定は《資料編》に記載しております。

(2) 下水道整備予定区域の段階的整備

下水道整備時期が遅くなる場合においても、地域住民への下水道整備要望が高い等の理由から、整備手法を見直さない場合もあります。このような場合には、汚水処理施設の早期整備のため、市街地郊外などの下水道整備に時間を要する地域では、暫定的に合併処理浄化槽により整備し、将来的には下水道へ切り替えを行います（図 3-11）。

現　況
（令和 4 年度）

今回見直しを行った集合処理区域は、整備済区域、未整備区域、個別処理整備済み区域の 3 種類で構成される。

中　期

集合処理区域の施設整備に長期期間を要するため、早期普及を目指し、暫定的に浄化槽を整備する（一部未整備区域が存在する）。

長　期

完成時は、全ての区域を集合処理区域に切り替える。

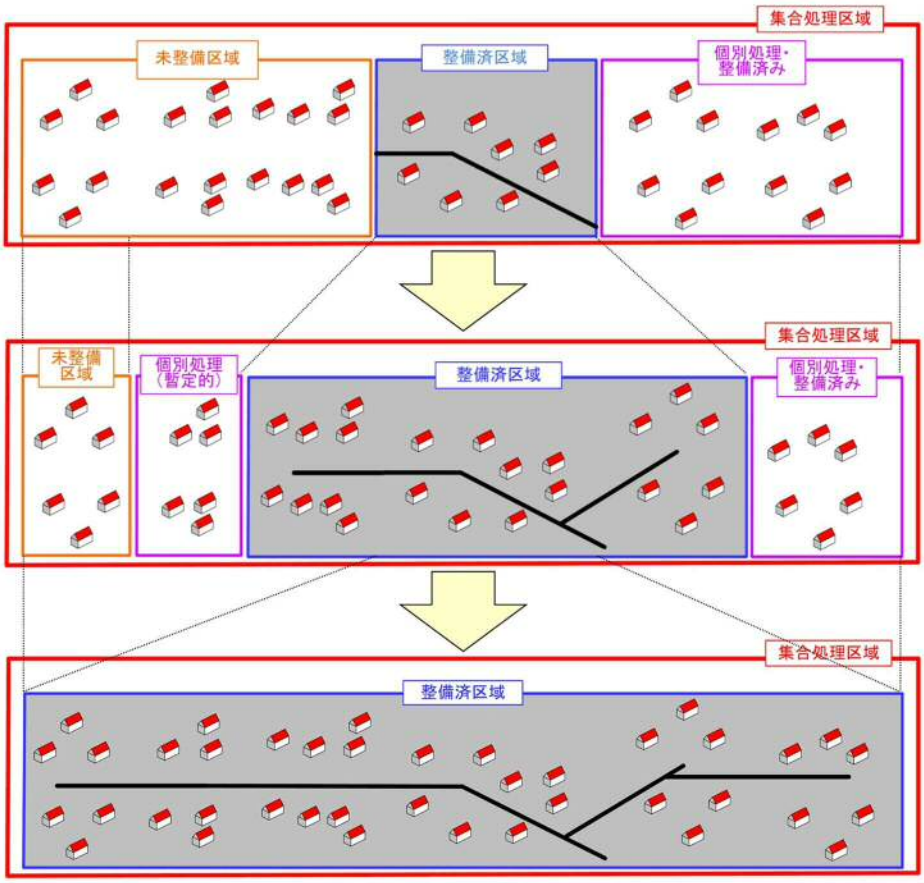

図 3-11　暫定的な合併処理浄化槽の導入イメージ

※「暫定的な合併処理浄化槽の導入」における今後の取組予定は《資料編》に記載しております。

3-4-2. 下水道における低コスト整備手法の採用

下水道等の集合処理区域の整備は、一部の市町村で実施中・導入予定の低コスト手法（**図3-12**）をさらに積極的に導入することで、早期の普及促進を図ります。

<table>
<tr><th>流動化処理土の管渠施工への利用</th><th>発生土の管渠基礎への利用</th></tr>
<tr><td> 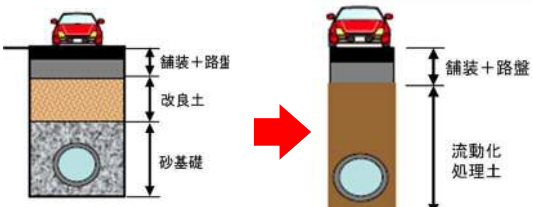

・施工後に固化する流動化処理土を管きょ基礎や埋戻しに使用することで、施工断面が縮減され施工費が低減します。</td><td> 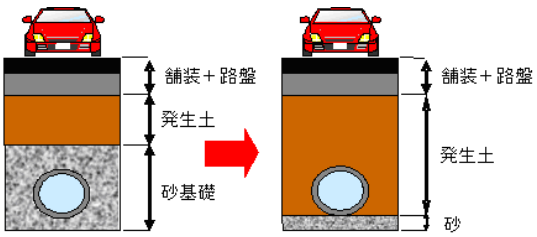

・工事に伴い発生した土砂を埋戻し材として利用することで、土砂購入費が削減され施工費が低減します。</td></tr>
<tr><th>道路線形に合わせた施工</th><th>改良伏せ越しの連続的採用</th></tr>
<tr><td>

・マンホールを削減し、代わりに曲管を採用することで施工期間が短縮し、施工費も低減します。</td><td> 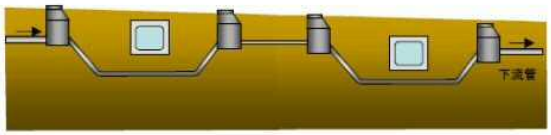

・マンホールの深度を浅くすることで、施工期間が短縮し、施工費も低減します。</td></tr>
<tr><th>既存の水路空間等を利用した露出配管</th><th>小型マンホールの採用</th></tr>
<tr><td> 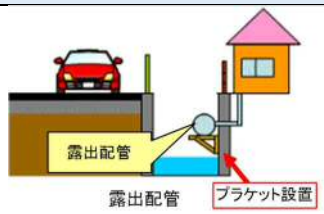

・露出配管を採用することで掘削土量が削減され、施工期間が短縮し、施工費も低減します。</td><td> 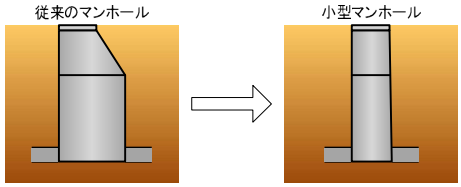

・従来のコンクリート製のマンホールの代わりに、塩ビ製等の小型マンホールを採用することで、施工期間が短縮し、施工費も低減します。</td></tr>
</table>

図 3-12　下水道における低コスト整備手法の事例

これまでの取組事例を以下に示します。中間市では、道路線形に合わせた曲管の施工を行っており、マンホールを削減することで施工期間及び費用の削減が効果として得られています。

表 3-3　道路線形に合わせた曲管施工の実績

取組市町村	中間市
整備手法	【道路線形に合わせた施工】 マンホールを削減し、代わりに曲管を採用することで施工時間が短縮し、施工費を削減する。
概要図	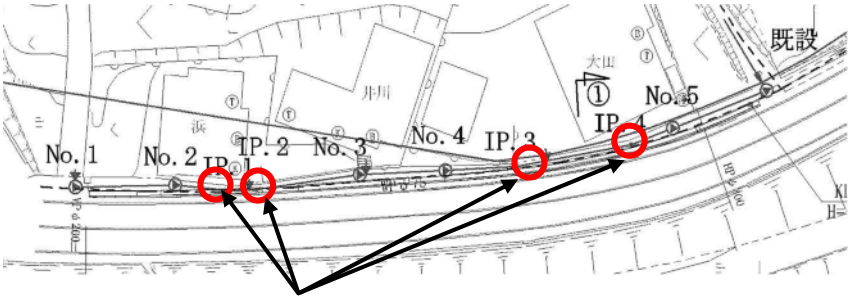 曲管
効果	●コスト低減額　：20 万円/箇所 ●施工実績　　：4 箇所（計 80 万円低減）

※「低コスト整備手法の導入促進」における今後の取組予定は《資料編》に記載しております。

3-4-3. 汚水処理施設の統廃合（広域化・共同化）

将来的に汚水処理施設の稼働率の低下や、老朽化に伴う更新費用の増加が見込まれることから、今後の維持管理に関しては、都市部や地方部などの地域の実情に応じた汚水処理施設の統廃合を図ることで、より効率的な運営管理を目指します。

また、本県では従来の市町村の枠に捉われない、広域的な汚水処理施設の統廃合を検討し、施設の維持管理費の縮減を目指します（図 3-13）。

【統廃合前】

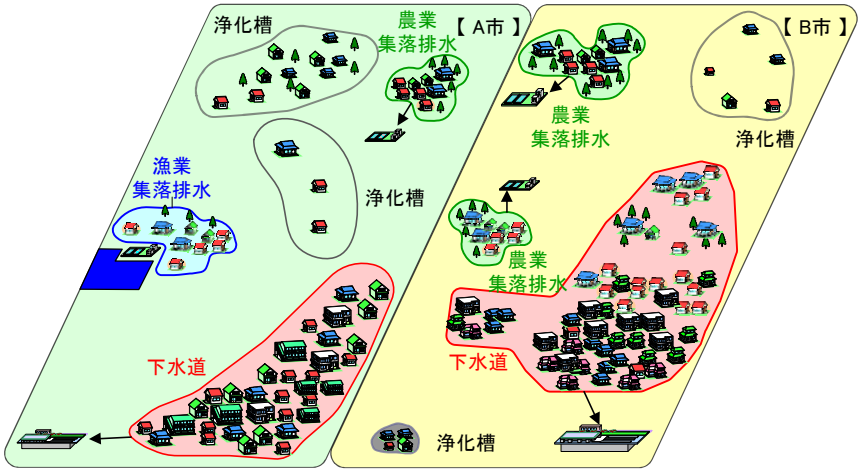

【統廃合後】

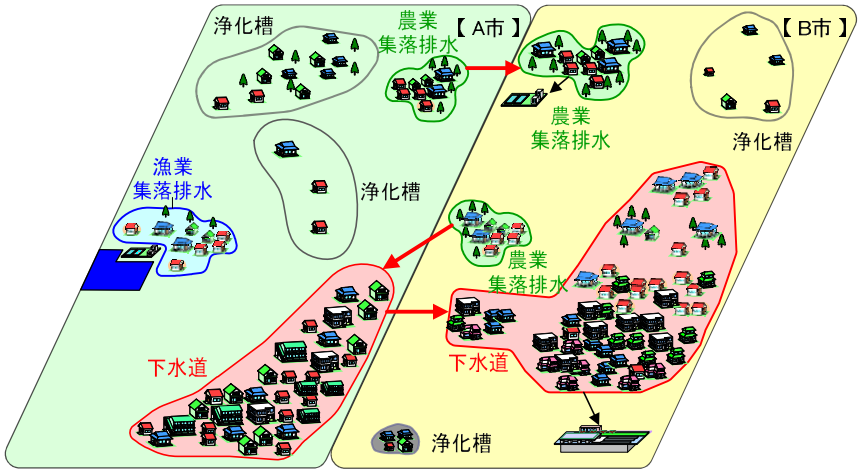

図 3-13　汚水処理施設の統廃合イメージ

本県では令和 4 年度末に「福岡県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定しました。同計画では県内汚水処理事業に係る事業間の連携についてまとめており、ここでは、処理施設の統廃合について示します。

これまでの取組状況は以下のとおりです（**表 3-4**）。

表 3-4　汚水処理施設の統廃合事例（福岡県内）

統廃合実施市町村等	実施年度	内容
遠賀町・福岡県流域	R1	遠賀町の農業集落排水施設を廃止し、流域下水道へ接続
豊前市	R1	し尿処理場を廃止し、公共下水道へのし尿・汚泥受入を実施
岡垣町	R2	農業・漁業集落排水施設を廃止し、公共下水道へ接続
中間市・福岡県流域	R3	中間市のコミュニティプラント 2 施設を廃止し、流域下水道へ接続
宗像市	R6	漁業集落排水施設を廃止し、公共下水道へ接続

これからの取組として、同計画では、各市町村の要望や対象施設の状況に応じて統廃合を行う時期（短期、中期、長期）を定めました。ここで掲載されている統廃合ケースを実施した場合、施設数は 163 施設から 93 施設となり、約 40%減少します（**表 3-5**）。

なお、統廃合ケースの詳細は、**表 3-6～表 3-9** のとおりです。掲載している内容は、今後、実施に向けて詳細な検討を行い、実施するか否かを判断していきます。また、広域化・共同化計画は 5 年に 1 度を目処に見直すものであり、一度統廃合計画に挙がったケースも経済比較や実現性について再検証し、ブラッシュアップしていきます。

表 3-5　広域化・共同化計画における施設の統廃合の概要

事業	施設数（R4末）	施設数（統廃合後）	施設削減率	統廃合取組数			
					短期（R5-R9）	中期（R10-R14）	長期（R15以降）
下水道	49	42	14%	7	0	1	6
集落排水	64	19	70%	45	9	1	35
コミュニティプラント	11	8	27%	3	2	0	1
小規模集合排水	1	0	100%	1	0	0	1
し尿	38	24	37%	14	3	3	8
計	163	93	43%	70	14	5	51

表 3-6　処理施設の統廃合(1/2)

ブロック	ケース番号	廃止側			受入側		
		自治体	事業	施設名	自治体	事業	施設名
北九州西部	1	直方市	農集	上頓野地区	福岡県	流域	遠賀川中流浄化センター
	2	直方市	農集	下境地区	福岡県	流域	遠賀川中流浄化センター
	3	直方市	コミプラ	頓野住宅団地	福岡県	流域	遠賀川中流浄化センター
	4	宗像市	漁集	鐘崎地区	宗像市	公共	宗像終末処理場
	5	中間市	コミプラ	中鶴	福岡県	流域	遠賀川下流浄化センター
	6	中間市	コミプラ	曙	福岡県	流域	遠賀川下流浄化センター
	7	芦屋町	公共	芦屋町浄化センター	北九州市	公共	皇后崎浄化センター
	8	遠賀町	農集	遠賀北部第２地区	福岡県	流域	遠賀川下流浄化センター
	9	遠賀町	農集	老良地区	福岡県	流域	遠賀川下流浄化センター
	10	福岡県	流域	遠賀川中流浄化センター	福岡県	流域	遠賀川下流浄化センター
北九州東部	11	苅田町	農集	片島地区	苅田町	公共	苅田町浄化センター
	12	みやこ町	農集	本町地区	みやこ町	公共	豊津浄化センター
多々良川	13	須恵町	農集	皿山地区	福岡県	流域	多々良川浄化センター
福岡	14	福岡市	農集	小田地区	福岡市	公共	新西部水処理センター
	15	福岡市	農集	宮浦地区	福岡市	公共	新西部水処理センター
	16	福岡市	漁集	宮浦地区（漁集）	福岡市	公共	新西部水処理センター
	17	福岡市	農集	西浦地区	福岡市	公共	新西部水処理センター
	18	福岡市	漁集	西浦地区（漁集）	福岡市	公共	新西部水処理センター
	19	福岡市	農集	曲渕地区	福岡市	公共	西部水処理センター
	20	福岡市	農集	勝馬地区	福岡市	公共	西戸崎水処理センター
	21	福岡市	漁集	弘地区	福岡市	公共	西戸崎水処理センター
	22	筑紫野市	農集	御笠処理区	福岡県	流域	宝満川上流浄化センター
	23	筑紫野市	農集	阿志岐処理区	福岡県	流域	宝満川上流浄化センター
	24	筑紫野市	農集	吉木処理区	福岡県	流域	宝満川上流浄化センター
	25	筑紫野市	農集	平等寺処理区	福岡県	流域	御笠川浄化センター
	26	筑紫野市	農集	山口処理区	福岡県	流域	御笠川浄化センター

注）ケース番号 4 については令和 6 年度に着手済み

表 3-7　処理施設の統廃合(2/2)

ブロック	ケース番号	廃止側			受入側		
		自治体	事業	施設名	自治体	事業	施設名
福岡	27	古賀市	農集	小山田処理区	古賀市	公共	古賀水再生センター
	28	糸島市	農集	西堂処理区	福岡市	公共	新西部水処理センター
	29	糸島市	農集	三坂処理区	糸島市	公共	前原下水管理センター
	30	糸島市	農集	瀬戸処理区	糸島市	公共	前原下水管理センター
	31	糸島市	農集	白糸処理区	糸島市	公共	前原下水管理センター
久留米	32	久留米市	農集	三明寺・善院地区	久留米市	公共	田主丸浄化センター
	33	久留米市	農集	富本・隈・西郷地区	久留米市	公共	田主丸浄化センター
	34	久留米市	農集	柴刈地区	久留米市	公共	田主丸浄化センター
	35	久留米市	農集	柴刈地区	久留米市	公共	南部浄化センター
	36	久留米市	農集	富本・隈・西郷地区	久留米市	公共	南部浄化センター
	37	久留米市	農集	赤司地区	久留米市	公共	南部浄化センター
	38	久留米市	農集	南部地区	久留米市	公共	南部浄化センター
	39	うきは市	公共	屋部浄化センター	うきは市	公共	吉井浄化センター
	40	うきは市	農集	高田・今泉処理区	うきは市	公共	吉井浄化センター
	41	朝倉市	農集	上寺地区	近隣の下水処理場へ接続		
	42	朝倉市	農集	蜷城地区	近隣の下水処理場へ接続		
	43	朝倉市	農集	中島浄化センター	うきは市	公共	吉井浄化センター
	44	朝倉市	農集	朝倉地区	朝倉市	公共	朝倉中央浄化センター
	45	朝倉市	農集	大福地区	朝倉市	公共	朝倉中央浄化センター
	46	朝倉市	農集	宮野地区	朝倉市	公共	朝倉中央浄化センター
	47	朝倉市	公共	秋月浄化センター	近隣の下水処理場へ接続		
	48	朝倉市	農集	安川長谷山地区	近隣の下水処理場へ接続		
	49	筑前町	公共	三輪中央浄化センター	福岡県	流域	宝満川浄化センター
	50	筑前町	農集	上高場地区	福岡県	流域	宝満川浄化センター
	51	筑前町	農集	栗田地区	福岡県	流域	宝満川浄化センター
	52	大刀洗町	農集	大堰水処理センター	近隣の下水処理場へ接続		
	53	大刀洗町	農集	栄田水処理センター	近隣の下水処理場へ接続		
県南	54	大牟田市	公共	北部浄化センター	大牟田市	公共	南部浄化センター
	55	みやま市	公共	上長田浄化センター	福岡県	流域	矢部川浄化センター
	56	みやま市	農集	広瀬・小田地区	福岡県	流域	矢部川浄化センター

表 3-8　汚泥処理の共同化(1/2)

取組内容	ブロック	ケース番号	廃止側			受入側		
			自治体	事業	施設名	自治体	事業	施設名
し尿処理場の統廃合	北九州西部	57	鞍手町	し尿	鞍手町衛生センター	福岡県	流域	遠賀川下流浄化センター
		58	宗像地区事務組合	し尿	宗像浄化センター	宗像市	公共	宗像終末処理場
		59	遠賀・中間地域広域行政事務組合（芦屋町）	し尿	曲水苑	芦屋町	公共	芦屋町浄化センター
		60	遠賀・中間地域広域行政事務組合（岡垣町）	し尿	曲水苑	岡垣町	公共	岡垣町浄化センター
		61	遠賀・中間地域広域行政事務組合	し尿	曲水苑	福岡県	流域	遠賀川下流浄化センター
	北九州東部	62	苅田町	し尿	苅田町清掃事務所第二工場	苅田町	公共	苅田町浄化センター
		63	築上町	し尿	築上町第1・第2有機液肥製造施設	築上町	公共	椎田浄化センター
		64	行橋市	し尿	音無苑	行橋市	公共	行橋浄化センター
		65	吉富町外一町環境衛生事務組合	し尿	周防苑（し尿処理場）	豊前市	公共	豊前市浄化センター
	久留米	66	朝倉市	し尿	汚泥再生処理センター	筑前町	公共	三輪中央浄化センター
		67	うきは久留米環境施設組合	し尿	耳納衛生センター	近隣の下水処理場へ接続		
		68	両筑衛生施設組合	し尿	両筑苑	近隣の下水処理場へ接続		
	県南	69	大牟田市	し尿	大牟田市東部環境センター	大牟田市	公共	南部浄化センター
		70	筑後市	し尿	筑後市衛生センター	福岡県	流域	矢部川浄化センター

表 3-9　汚泥処理の共同化(2/2)

取組内容	ブロック	ケース番号	廃止側			受入側		
			自治体	事業	施設名	自治体	事業	施設名
汚泥処理の共同化	福岡	71	古賀市	公共	古賀水再生センター	福岡市	公共	東部水処理センター
		72	福津市	公共	福間浄化センター	福岡市	公共	東部水処理センター
		73	福津市	公共	津屋崎浄化センター	福岡市	公共	東部水処理センター
		74	糸島市	公共	前原下水管理センター	福岡市	公共	西部水処理センター
	久留米	75	久留米市	公共	中央浄化センター	久留米市	公共	南部浄化センター
		76	久留米市	公共	田主丸浄化センター	久留米市	公共	南部浄化センター
		77	うきは市	公共	吉井浄化センター	近隣の下水処理場で共同処理		
		78	うきは市	公共	浮羽浄化センター	近隣の下水処理場で共同処理		
	県南	79	大牟田市	公共	北部浄化センター	大牟田市	公共	南部浄化センター

3-4-4. 汚水処理施設の計画的な更新

汚水処理施設の更新に当たっては、長期的な視点で施設の点検・調査、修繕・更新を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化していきます。

福岡県及び各市町が管理する下水道事業においては、全ての市町村がストックマネジメント計画を策定済みであり、策定状況は以下のとおりです。

表 3-10　ストックマネジメント計画の策定状況

県	県が管理する流域下水道の施設 （①御笠川那珂川流域、②多々良川流域、③宝満川流域、 ④宝満川上流流域、⑤筑後川中流右岸流域、⑥遠賀川下流流域、 ⑦遠賀川中流流域、⑧矢部川流域）
市町	各市町が管理する公共下水道の施設 （北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、 柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、 小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、 古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、 糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、 久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、 鞍手町、筑前町、大刀洗町、広川町、苅田町、みやこ町、 吉富町、築上町） ※全 47 市町

3-4-5. 汚水処理施設の計画的な耐震化

汚水処理施設が地震で被災した場合、適切な汚水処理ができず公衆衛生の問題が生じるほか、水洗トイレや台所が使用できなくなるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。

福岡県の下水道施設における耐震化状況については、**表 2-7** に示したとおりであり、急所施設のうち、管路施設、ポンプ場の耐震化は、ある程度完了しています。

今後は、耐震化が遅れている急所施設のうち、処理場、避難所などの重要施設に接続する管路及びポンプ場の耐震化を進めていきます。

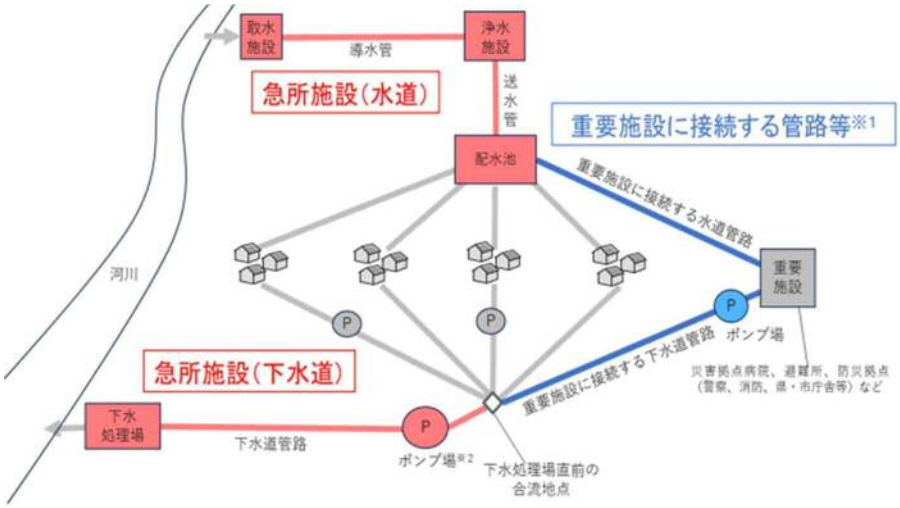

出典）国交省 HP

図 3-14　急所施設及び重要施設に接続する管渠等の概要

3-4-6. 上下水道一体管理の導入促進

これまで下水道事業は国土交通省、水道事業は厚生労働省によって管轄されていましたが、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和６年４月より、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されました。

各市町村において「上下水道行政の一元化」が行われることで、以下のような効果が期待されます。

表 3-11　上下水道行政の一元化による効果

期待される効果	内容
組織統合による経営の合理化	効率的な事業執行体制の確立、工事の一体的な実施による工期短縮・費用削減等
災害対応等の危機管理体制の強化	組織が統合されることで、相互応援体制の強化、情報伝達の迅速化等
利用者へのサービス向上	上水道料金及び下水道使用料の徴収、給・排水設備の手続き等の窓口業務一元化による利便性の向上等
上下水道一体の料金及び使用料改定	一体管理による財政的な課題の明確化、適正な維持管理費、資産維持費を賄う料金及び使用料体系の形成が可能

3-4-7. 住民への財政支援・PR 活動

早期の汚水処理の普及促進及び中・長期的に持続可能な汚水処理を実現するためには、主な使用者である住民の速やかな下水道への接続や合併処理浄化槽への転換、適正な維持管理に対する理解と協力が必要となります。

このため、説明会や広報、ホームページなどにより、啓発活動を行っていきます。

(1) 集合処理区域

下水道整備済区域において、下水道へ未接続の住民を対象に接続を促す広報を行っており、令和 6 年度現在では、14 市町が下水道への接続補助事業を実施しています。

＜代表例:福岡県筑前町ホームページの広報　～下水道区域では下水道への接続を！～＞

下水道区域では下水道への接続を！

更新日：2024年2月26日

下水道が使用できる区域になると、3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造することが法律で義務付けられています。

下水道が整備されると、みなさんのご家庭の水洗便所や台所、お風呂などで使用された生活排水も下水道に流すことができます。

そして、処理場で処理することで、河川や海などの水質を守り環境を保護することができます。

また、快適な生活空間も創造でき、これからの子どもたちの将来のためにも下水道はなくてはならない重要な施設です。

そのため、みなさんの生活を守るためにも一日も早く下水道への接続工事をお願いします！

下水道のメリット

下水道に接続するメリットは大きく3点あります。

下水道の3つのメリット

浄化槽の維持管理が不要	下水道に接続すると、下水道の使用料は発生しますが、以下の手間や費用はかからなくなり、維持管理費が軽減されます。 ・清掃、くみ取り（最低1回/年） ・保守点検（約4回/年） ・法定検査（1回/年） ・ブロワー電気代（365日）
生活環境の向上	くみ取り時のいやな臭いがなくなり、害虫の発生が少なくなります。 臭気でご近所に迷惑をかけることもありません。
水質環境の向上	排水（お風呂・トイレ・洗濯機・台所等）は浄化センターへ集約され、きれいな水になって河川へ放流しています。

水洗化工事の流れ

1. 指定工事店を選びます	指定工事店が現地調査、設計見積りをしますので、工事費用、施工方法、支払条件などについて打ち合わせを行ってください。 指定工事店の一覧はこちらです。 ●筑前町下水道排水設備指定工事店 工事は必ず指定工事店へ依頼してください。
2. 見積書を比較します	指定工事店との契約をする前に、工事見積額や工事内容をよく検討し、あとでトラブルとならないよう、不明な点は指定工事店としっかり打合せ、質問などを行った上で契約してください。 お見積もりは複数の指定工事店からとることをお勧めします。
3. 工事の申請をします (通常は指定工事店が代行)	指定工事店が町に「排水設備等計画確認申請書」を提出し、町の審査を受けます。町で審査し、その計画が適正と認められると、町から「排水設備等計画確認書」が交付されます。 下水道事業受益者負担金が未賦課の土地を工事する場合は、工事開始前に受益者負担金のお支払いをしていただく必要があります。
4. 工事の開始	町から「排水設備等計画確認書」が交付されたら、水洗化工事の開始です。指定工事店と日程等調整の上、工事を行います。 工事が完了したら、指定工事店が町に「排水設備等工事完了届」を提出します（指定工事店が代行します）。
5. 町による検査	工事の状況が適正か町が検査を行います。
6. 下水道使用開始の届け	町の検査が終わると、下水道の使用ができますので、町に「下水道使用開始等届」を提出してください。

URL⇒https://www.town.chikuzen.fukuoka.jp/S033/003/20190314152429.html

(2) 個別処理区域

個別処理区域では、単独処理浄化槽やくみ取り便槽が設置されている世帯住民に対して、合併処理浄化槽への転換を促す広報を行っています。

また、合併処理浄化槽の本体・工事費用、単独処理浄化槽・くみ取り便槽から転換する際の単独処理浄化槽等の撤去費用や配管工事費用への補助により、合併処理浄化槽への転換を促進しています。

＜代表例：福岡県ホームページの広報　～合併処理浄化槽への転換～＞

単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換しましょう！

水環境を守るため、平成12年に浄化槽法が改正され単独処理浄化槽の設置が禁止されるとともに、過去に設置された単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換に努めるものとされました。

福岡県では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を積極的に支援しています。

1 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽

(1) 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い

浄化槽とは、水洗トイレからの汚水等を微生物の作用により浄化し、きれいな水にして放流する設備のことです。

浄化槽は、その構造から「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」に大別されます。

浄化槽の区分

単独処理浄化槽	・トイレの汚水だけを処理します。キッチン、お風呂、洗濯などから出る「生活雑排水」は処理されることなく、そのまま水路などへたれ流されるため、悪臭や水質汚濁の原因となっています。 ・平成13年4月1日から、単独処理浄化槽の設置が禁止されました。
合併処理浄化槽	・トイレの汚水と生活雑排水の両方を処理します。

(2)合併処理浄化槽の利点

合併処理浄化槽は単独処理浄化槽と異なり、生活雑排水も浄化できるので、河川や湖沼、海の水質へ与える影響を大きく減らすことができます。

また、側溝に流す排水はすべて浄化槽により処理されますので、悪臭や害虫の発生も抑えられ、ご家庭周囲の生活環境の向上にもつながります。

2 単独処理浄化槽からの転換

単独処理浄化槽では、トイレの排水以外の生活雑排水は処理されずたれ流されることから、河川や海、周辺の生活環境に悪影響を与えることになります。

早急に合併処理浄化槽へ転換しましょう。

(1) 助成制度

県内の8割を超える市町村では、県や国からの財政支援を活用し、合併処理浄化槽設置への助成制度を設けています。

また、単独処理浄化槽やくみ取便槽からの転換の場合、それぞれの撤去費用や配管工事費用に対しても助成を行っている場合があります。

詳細は、市町村の浄化槽担当窓口にご相談ください。

【PR 動画】

福岡県浄化槽動画一覧(視聴できます)

知っとお？浄化槽のこと ～単独処理浄化槽、今換えないでいつ換える～（令和3年5月公開）

知っとお？浄化槽のこと ～単独処理浄化槽、今換えないでいつ換える～ YouTube

合併処理浄化槽をご存じですか？？
合併処理浄化槽は単独処理浄化槽では処理されないお風呂、台所、洗面所などの排水も処理することができるすごいやつなんです！合併処理浄化槽に転換した水野家の様子をご覧ください！

URL⇒https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jyokaso-tenkan.html
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/johkaso-douga.html

【福岡県環境部廃棄物対策課】

＜単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換する際の補助制度＞

戸建て住宅に設置が多い５人槽の例

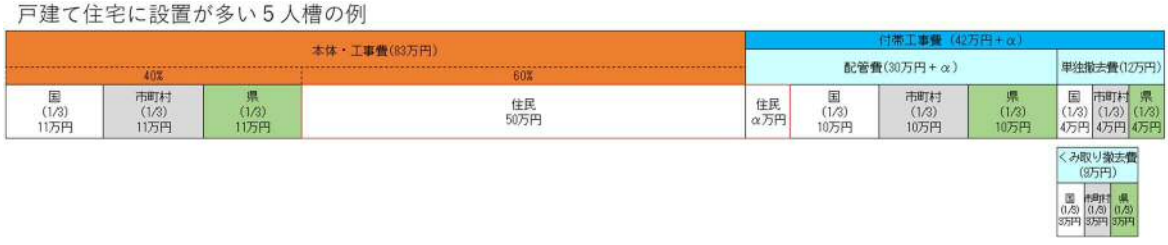

3-4-8. 官民連携（PPP/PFI）手法の導入検討

施設などの建設、運営管理においては、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用する官民連携手法（PPP/PFI）があります（**表 3-12**）。官民連携手法は、持続可能な事業運営管理のための有効な手法となります。

表 3-12　官民連携手法（PPP/PFI）の概要

	包括的民間委託		DB方式	DBO方式	PFI(従来型)	コンセッション
	処理場・ポンプ場	管路				
スキーム・概要	性能発注方式であることに加え、かつ、複数年契約であることを基本とする方式	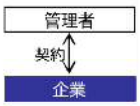 「管路管理に係る複数業務をパッケージ化し、複数年契約」にて実施している方式	公共が資金調達し、施設の設計・建設を民間が一体的に実施する方式	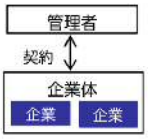 公共が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式	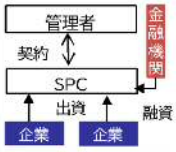 民間が資金調達し、施設の設計・建設、運営を一体的に実施する方式のうちPFI（コンセッション方式）を除く方式	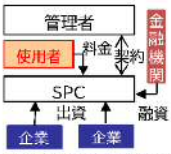 利用料金の徴収を行う公共施設等につき、施設所有権を公共が有したまま運営権を民間事業者に設定するPFI方式
主な対象業務	保守点検・運転管理 薬品等調達 修繕 （設計・改築）	計画的業務 問題解決業務 住民対応業務 災害対応業務 設計・改築	設計・建設（改築）	保守点検・運転管理 薬品等調達 修繕 設計・建設（改築）	資金調達 保守点検・運転管理 薬品等調達 修繕 設計・建設（改築）	資金調達 料金収受・計画策定 保守点検・運転管理 薬品等調達 修繕 設計・改築
事業の期間	3～5年間	3～5年間	－	維持管理期間：概ね15～20年間程度の長期	維持管理期間：概ね15～20年間程度の長期	事業期間：20年間以上の長期
対象となる事業	・処理場、ポンプ場の維持管理 ・特に曝気風量の調整等民間の工夫の余地が大きい処理場であれば効果的	・ストックマネジメントに係る点検、調査を含める事例が多い ・ストックマネジメント計画に基づく改築を含めている事例もある	・設計時に民間による工夫の余地が大きい施設整備や管路の未普及対策事業	・設計建設、維持管理に民間の工夫の余地が大きい汚泥利活用施設等の施設整備 ・既存施設の維持管理を行いながら施設整備を一体的に行う事業	・基本的にDBOと同様の事業が対象となる	・民間の企画調整の余地がある事業 ・既存施設の維持管理を行いながら改築や汚泥利活用、遊休地活用等を一体的に行う事業

出典）国土交通省 HP

福岡県内の事例として御笠川浄化センター（県流域下水道）と西部水処理センター（福岡市）の下水汚泥固形燃料化事業があります。これら事業（DBO 方式）の概要は以下のとおりです。

表 3-13　下水汚泥固形燃料化事業の概要

事業名	①御笠川浄化センター「下水汚泥固形燃料化事業」 ②西部水処理センター「下水汚泥固形燃料化事業」
期間	①平成 28 年 1 月～令和 21 年 3 月 ②令和　3 年 2 月～令和 23 年 1 月
概要 （DBO 方式）	バイオマス資源である下水汚泥から燃料化物を製造し、石炭の代替燃料として有価で供給する事業で、燃料化施設の設計・施工・維持管理運営・燃料化物買取りを一括して民間事業者に委託している。
効果	下水汚泥の更なる有効利用を図ることで、温室効果ガスの削減や循環型社会の構築に貢献する。

固形燃料化施設外観（西部水処理センター内）

乾燥ドラム

固形燃料（直径5mm程度）

図 3-15　下水汚泥固形燃料化事業の概要

特に、下水道事業においては、ウォーターPPP の導入が求められています。これは、水道、下水道において、公共施設等運営事業（コンセッション方式）に加え、コンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式として、新たに「管理・更新一体マネジメント方式」を含めたものになります（**図 3-16**）。これらを導入することにより、「住民サービスの向上（民間企業の競争力を活用）」「コスト縮減（民間企業の効率的な運営）」「資金調達の効率化（民間企業の資金投入）」等のメリットが考えられます。

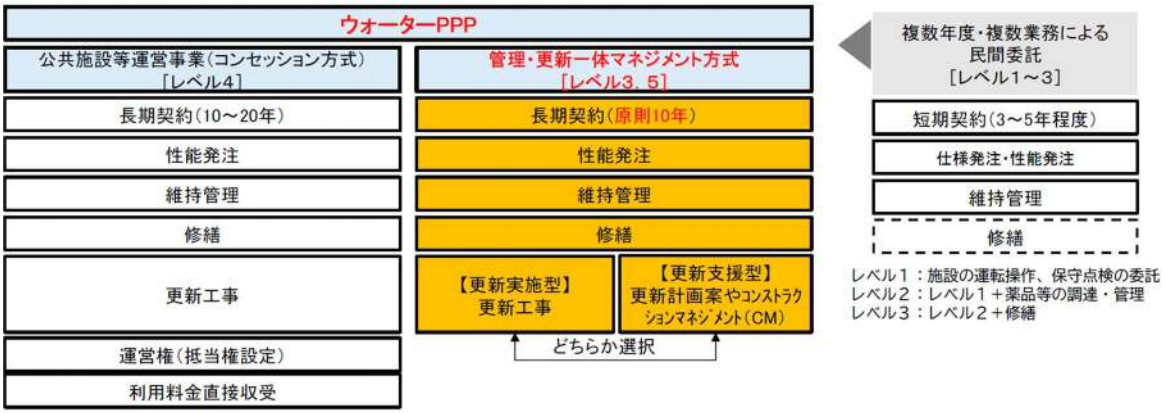

出典）国土交通省 HP

図 3-16　ウォーターPPP の概要

第4章. 目標達成に向けて

4-1. 進捗状況の「見える化」

本県では汚水処理の普及促進に向けて、指標（ベンチマーク）として汚水処理人口普及率を設定し、整備における進捗状況について定期的に公表することで「見える化」を図ります。

≪公表する指標≫

汚水処理人口普及率

4-2. 定期的な点検評価

PDCA サイクルにより、定期的に整備効果の評価を行い、必要に応じて見直しを行います（図 4-1）。

Ｐ：実績や将来予測に基づく整備計画を作成
Ｄ：計画に沿って、効率的・効果的に整備を実施
Ｃ：整備が効率的・効果的に実施されているかを評価
Ａ：評価結果をもとに改善・改良内容を抽出し、
　　次期整備計画に反映

この4段階を順次行って1周したら、最後のActionを次のPDCAサイクルにつなげ、継続的な業務改善を行う。

図 4-1　PDCA サイクル

4-3. 取組体制

本汚水処理構想における汚水処理施設の普及促進及び持続可能で効率的な運営管理の実現に向けて、県・市町村・国・県民の各々に期待される役割は、以下のとおりです(**図 4-2**)。

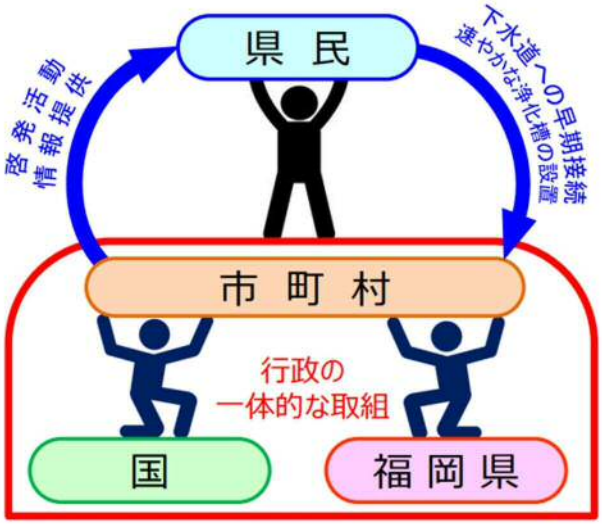

図 4-2 汚水処理構想の実現に向けた取組体制

✧ 県の役割

県においては、汚水処理構想の実現に向けて、早期の汚水処理施設の整備を促進するために県民に対し、市町村と連携して啓発を行い、また、効率的な整備が図られるよう市町村からの相談に対し適切な助言を行い、国に対して県及び市町村が整備に必要な予算確保を働きかけます。

また、事業間及び広域的な連携、維持管理体制の構築や新技術の導入にあたっても、市町村に対し積極的に情報提供などを行い、効率的な運営管理が目指せるよう助言します。

✧ 市町村の役割

市町村においては、汚水処理構想と整合のとれた汚水処理施設の整備計画を策定し、それに基づく着実な整備の推進を図るとともに、効率的な汚水処理施設の整備、財源の確保を行い、また、効率的な維持管理及び持続的汚水処理システムの構築に向けて、適正な料金設定を行います。

✧　国の役割

国においては、早期の汚水処理施設整備を促進するために、支援制度の拡充や、事業採択条件の柔軟な運用を図っていくことが求められています。さらに、汚水処理施設整備をより効率的に実施するため、新技術の開発とその実用化に向けた研究をさらに推進し、県及び市町村へ情報提供することが求められています。

✧　県民の役割

県民においては、集合処理施設への早期接続を行い、また、個別処理区域においては速やかに合併処理浄化槽の設置を行うことが求められています。さらに、処理施設を長く効率的に使用するため、各家庭からの油や台所のゴミを流さないこと、有害な化学物質の適正な処理などが求められるとともに、合併処理浄化槽においてはさらに保守点検・清掃の実施、法定検査の受検など、適正な維持管理を行う必要があります。

第5章. 整備完了時の普及状況の見通し

県内の各市町村において、汚水処理施設の整備が完了する時点での普及状況を以下に示します（図 5-1）。

汚水処理の整備完了までには相当の期間を要しますが、全ての県民が汚水処理施設の利用が可能となるように、継続して普及促進に取り組んでまいります。

整備完了時

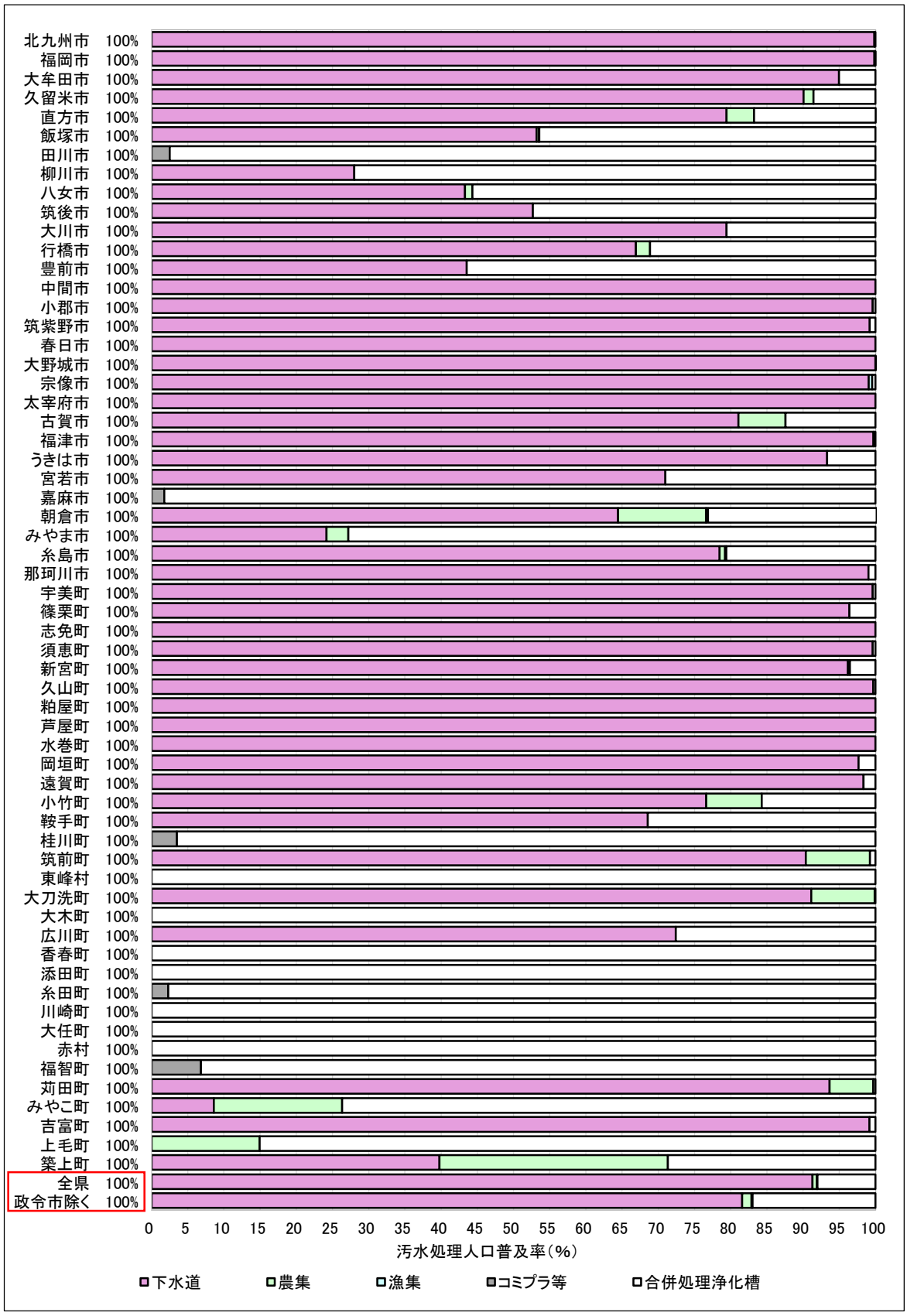

図 5-1　市町村別汚水処理人口普及率（整備完了時）

整備完了時

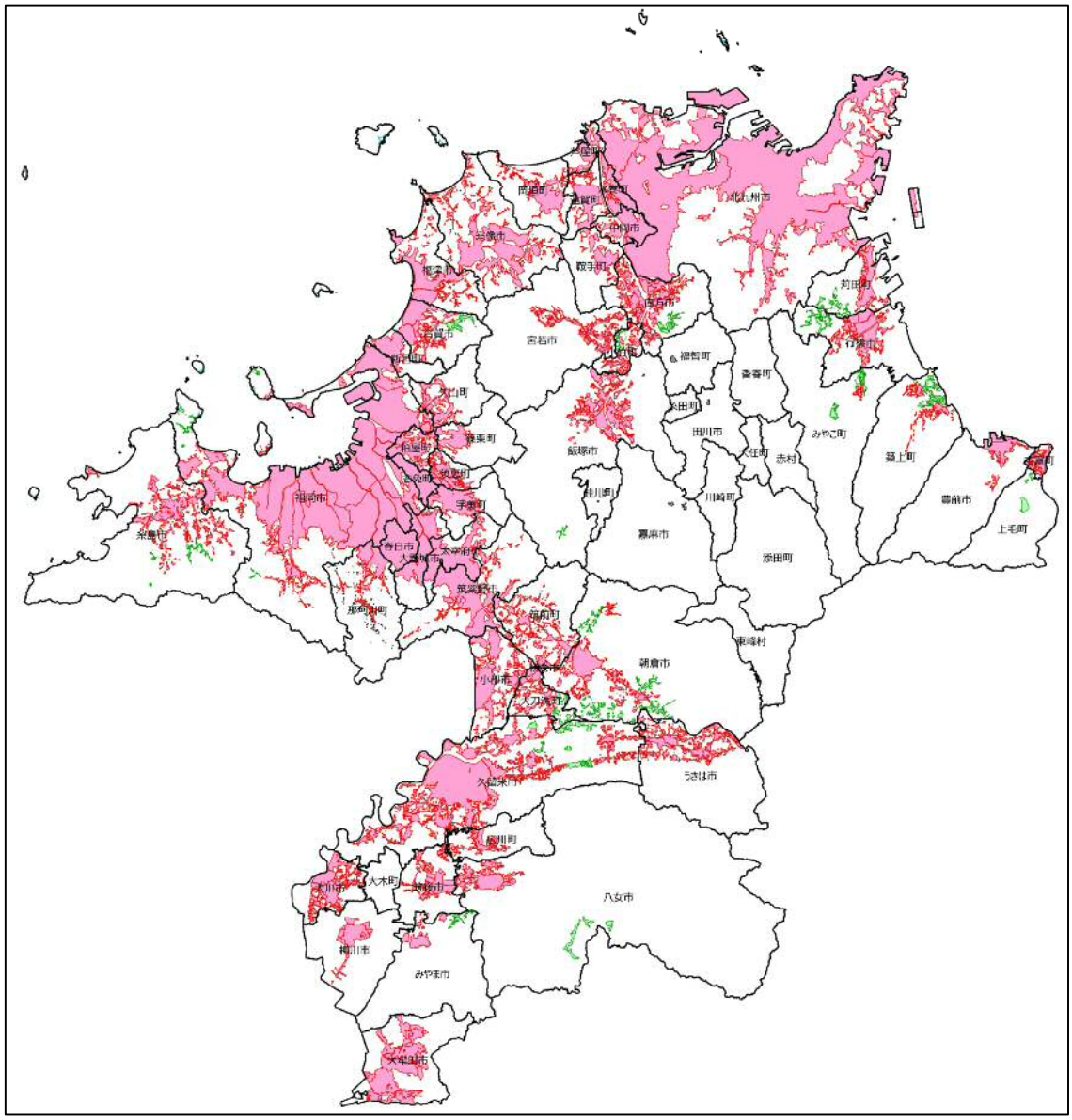

凡　　例			概　　要
集合処理区域	① 公共下水道		主に市街地や自然環境保全が必要な区域において整備され、管渠等で汚水を集約して、処理場で汚水処理を行うもの。
	② 農業集落排水		農業振興地域内の農業集落において整備され、管渠等で汚水を集約して、処理場で汚水処理を行うもの。
	③ 漁業集落排水		漁港周辺及び漁業集落において整備され、管渠等で汚水を集約して、処理場で汚水処理を行うもの。
	④ コミュニティ・プラント等		主に住宅団地等において整備され、管渠等で汚水を集約して、処理場で汚水処理を行うもの。
個別処理区域	⑥ 合併処理浄化槽	無着色	合併処理浄化槽を設置して汚水処理を行うもの。

注）コミュニティ・プラント等には、小規模集合排水区域を含む。

図 5-2　汚水処理構想図（整備完了時）

《資料編》

1. 汚水処理構想の策定手順

福岡県汚水処理構想を策定するにあたり、「福岡県汚水処理構想策定マニュアル（令和5年2月13日）」により、各市町村において以下の策定フローに基づき、検討作業を行いました。同マニュアルの概要は次のとおりです。

(1) 処理区域の設定

地域の自然や社会条件を考慮して、経済性、地域性を考慮し、下水道などによる集合処理区域と合併処理浄化槽による個別処理区域の区分設定を行います。

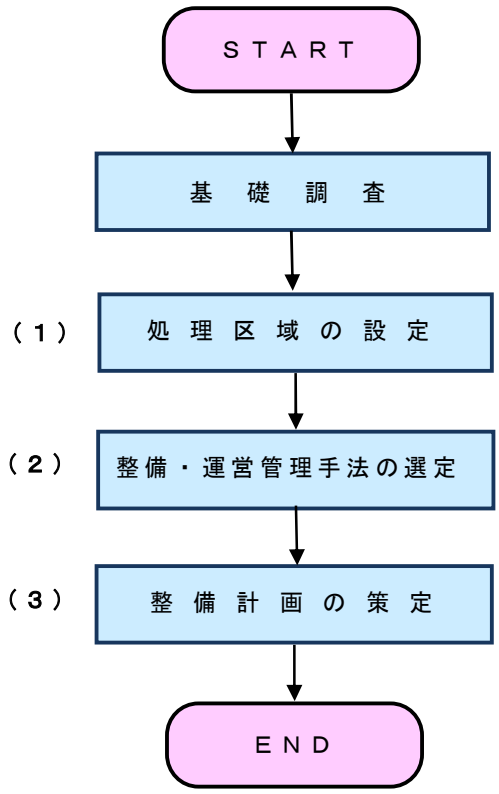

図　　策定フロー

1) 経済性の比較

各戸ごとに合併処理浄化槽を設置した場合（個別処理）と、汚水を1箇所に集めて処理した場合（集合処理）の費用（建設費と維持管理費）を家屋間距離や家屋数など比較勘案し、どちらが経済的、効率的であるかを判断します。

2) 地域特性の検討

経済性の判定を基本とし、整備時期、水質保全効果、地域住民の意向などの地域特性を踏まえ、総合的な判断に基づき処理区域を設定します。

3) 各目標年度における処理区域の設定

① 概成目標（令和7年度）

計画策定から数年後である令和7年を目途に、汚水処理施設を早期概成することを目指し、低コスト手法など早期整備の弾力的な手法も含め検討します。

② 中・長期目標

長期における処理区域の設定を行い、事業種別などの整備計画及び施設の更新を計画します。

(2) 整備・運営管理手法の選定

1) 整備手法の選定

地域特性や人口規模などの各事業の採択基準を基に、最適な整備手法を選定します。また、汚泥処理や維持管理に関する集約化をはじめ、未整備区域における整備期間、既整備区域における運営管理の現状及び課題を整理した上で、今後の施設整備や施設の有効活用、効率化を目指し、更新や集約化の時期を踏まえ選定します。

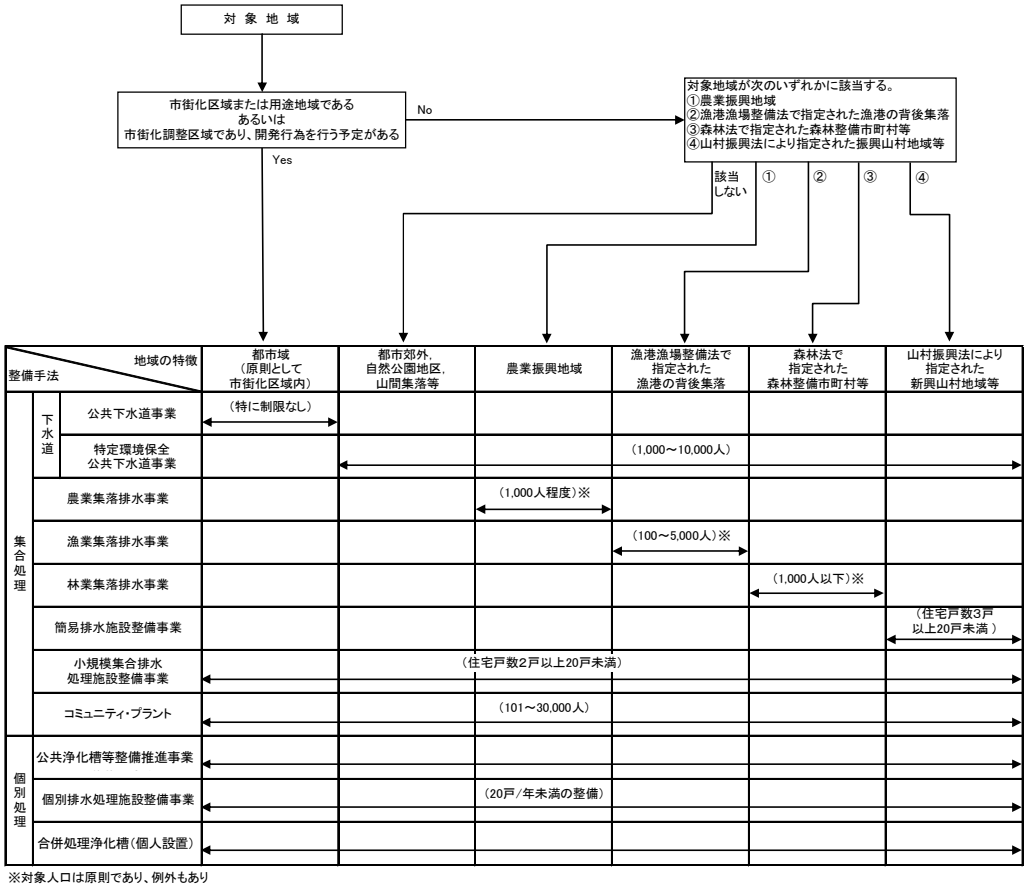

図　整備手法選定表

2) 事業間（市町村含む）連携の検討

汚水処理施設については、事業間（市町村間含む）連携を含めた処理区域を設定します。その際は、各施設の整備進捗、老朽化の度合いや施設更新予定などの状況を的確に把握し、汚水処理施設の連携方策を検討します。

(3) 整備計画の策定

1) 事業実施優先順位の検討

整備計画の策定では汚水処理施設の有する特性、経済性などを総合的に勘案した上で、集合処理区域が適切と判断された区域であっても、概成目標（令和 7 年度）に概成しない地域については、地域住民の意向を踏まえ、早期概成が可能な手法を導入するなどの弾力的な対応を検討します。また、概成が令和 7 年度を超過する場合には、別途対応方針を検討します。

2) 概算事業費の算定

各処理区域の建設（未整備区域の整備、集約化、更新など）、維持管理に係る概算費用を算定し整理します。

3) 汚水処理施設の経営の長期見通しを踏まえた実施可能事業量の検討

各市町村が整備すべき汚水処理施設の概算事業費の算定結果を基に、建設事業費及び維持管理費の財源内訳を整理します。さらに、使用料金の適正化や一般会計からの繰入額の想定なども踏まえ、事業の継続性を確保するための経営的視点に立ち、人口減少を見込んだ適切な財政見通しに基づいた実施可能事業量の検討を行い、整備計画作成の基礎資料とします。

4) 効率性・公平性を考慮した整備方針の設定

1)～3)の内容を踏まえて、各事業の事業実施順位、整備スケジュールを設定します。設定にあたっては、市町村財政を圧迫しないように事業種別間の調整を行う必要があります。

2. 公共用水域の水質実績

福岡県内における河川及び海域の環境基準達成状況を以下に示します。近年、河川及び海域の環境基準達成率は概ね 70%から 90%で推移しています。

表　河川及び海域における環境基準達成状況

（上段：環境基準達成地点数、下段：達成率）

区分	水域	地域	測定地点数	年度													
				H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
河川	豊前海流入河川	北九州	21	13 62%	9 43%	11 52%	12 57%	15 71%	7 33%	19 90%	14 67%	6 29%	8 38%	16 76%	4 19%	8 38%	2 10%
	北九州市内河川	北九州	26	26 100%	26 100%	26 100%	26 100%	26 100%	26 100%	26 100%	26 100%	26 100%	26 100%	26 100%	26 100%	26 100%	26 100%
	遠賀川	筑豊	16	13 81%	10 63%	16 100%	13 81%	11 69%	14 88%	16 100%	15 94%	14 88%	15 94%	14 88%	13 81%	10 63%	11 69%
	筑前海流入河川	福岡	15	9 60%	10 67%	12 80%	13 87%	12 80%	13 87%	13 87%	14 93%	8 53%	12 80%	8 53%	13 87%	10 67%	9 60%
	博多湾流入河川	福岡	23	22 96%	21 91%	22 96%	22 96%	22 96%	23 100%	23 100%	23 100%	21 91%	21 91%	22 96%	23 100%	23 100%	22 96%
	筑後川	筑後	20	17 85%	15 75%	17 85%	16 80%	18 90%	15 75%	16 80%	15 75%	18 90%	14 70%	14 70%	15 75%	13 65%	16 80%
	矢部川	筑後	12	7 58%	6 50%	8 67%	8 67%	8 67%	7 58%	9 75%	9 75%	11 92%	5 42%	5 42%	6 50%	6 50%	7 58%
	大牟田市内河川	筑後	9	3 33%	5 56%	4 44%	6 67%	4 44%	6 67%	8 89%	7 78%	5 56%	6 67%	5 56%	7 78%	5 56%	4 44%
	合計		**142**	**110 77%**	**102 72%**	**116 82%**	**116 82%**	**116 82%**	**111 78%**	**130 92%**	**123 87%**	**109 77%**	**107 75%**	**110 77%**	**107 75%**	**101 71%**	**97 68%**
海域	豊前地先海域	北九州	4	2 50%	3 75%	0 0%	3 75%	3 75%	4 100%	3 75%	1 25%	2 50%	3 75%	1 25%	2 50%	1 25%	1 25%
	北九州地先海域	北九州	6	6 100%	6 100%	6 100%	6 100%	6 100%	6 100%	6 100%	6 100%	6 100%	6 100%	6 100%	6 100%	6 100%	6 100%
	筑前海	福岡	2	2 100%	2 100%	2 100%	2 100%	2 100%	2 100%	2 100%	2 100%	2 100%	2 100%	2 100%	2 100%	2 100%	2 100%
	博多湾	福岡	8	5 63%	3 38%	1 13%	5 63%	4 50%	5 63%	3 38%	5 63%	4 50%	3 38%	2 25%	4 50%	3 38%	2 25%
	有明海	筑後	10	10 100%	10 100%	10 100%	10 100%	10 100%	10 100%	10 100%	10 100%	10 100%	10 100%	10 100%	10 100%	10 100%	10 100%
	唐津湾	福岡	3	3 100%	3 100%	3 100%	3 100%	3 100%	3 100%	3 100%	3 100%	3 100%	3 100%	3 100%	3 100%	3 100%	3 100%
	合計		**33**	**28 85%**	**27 82%**	**22 67%**	**29 88%**	**28 85%**	**30 91%**	**27 82%**	**27 82%**	**27 82%**	**27 82%**	**24 73%**	**27 82%**	**25 76%**	**24 73%**

注）河川（BOD75%値）、海域（COD75%値）の達成状況を示す。

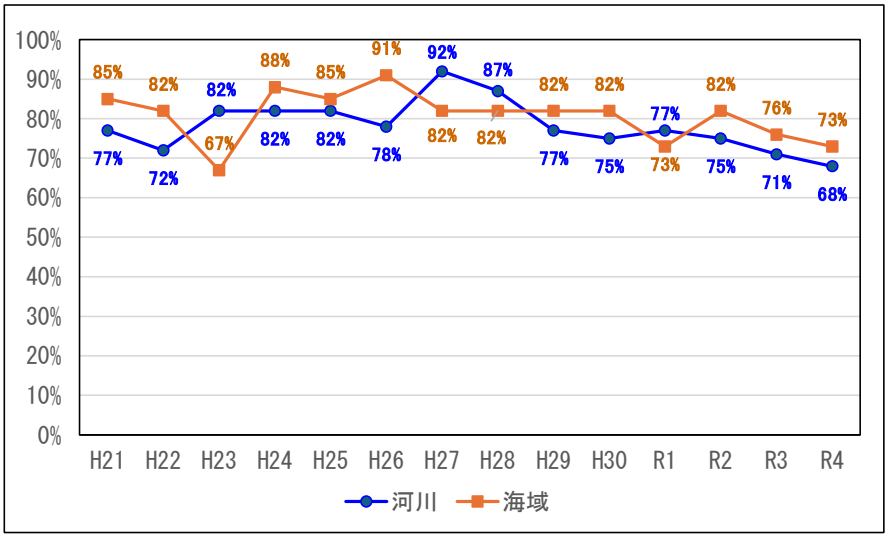

図　河川及び海域における環境基準達成状況

3. 汚水処理施設の整備手法の選択

(1) 整備エリアの見直し

経済的要因、環境的要因及び社会的要因を勘案して、汚水処理施設の整備手法を見直す予定です。見直しの概要と実施予定の市町村を以下に示します。

表　整備エリア見直しの計画概要

項目 （区域編入）	理由/内容	実施予定 市町村数	編入区域 面積
下水道計画区域へ編入	・宅地開発や工場・商業施設立地に伴う区域拡大 ・施設の統廃合（広域化推進）	14	約 710ha
個別処理区域へ編入	・経済比較の結果 ・整備完了までの長期間を要する	10	約 2,630ha

表　整備エリア見直しの詳細

実施予定市町村	編入区域面積		備考
	下水道区域へ編入 (ha)	個別処理区域へ編入 (ha)	
福岡市	7.5		開発等
直方市	83.9		統廃合
筑紫野市	40.2		開発等
宗像市	60.9		開発等・統廃合
うきは市	2.2		統廃合
那珂川市	53.4		開発等
篠栗町	37.8		開発等
須恵町	56.7		開発等
新宮町	61.4		開発等
粕屋町	18.4		開発等
遠賀町	85.0		統廃合
筑前町	127.1		開発等・統廃合
吉富町	5.0		開発等
築上町	70.8		統廃合
久留米市		531.9	—
飯塚市		425.0	—
筑後市		227.5	—
行橋市		547.8	—
古賀市		13.2	—
宮若市		114.6	—
糸島市		395.7	—
小竹町		12.1	—
鞍手町		255.3	—
築上町		103.9	—
計	710.3	2,627.0	

(2) 下水道整備予定区域の段階的整備

早期的な汚水処理の概成を目的に、いくつかの市町村が暫定的な合併処理浄化槽の導入を予定しています。概要と実施予定の市町村を以下に示します。

表　段階的整備の概要

項目 （区域編入）	理由/内容	実施予定 市町村数
段階的整備	・下水道整備に時間を要する ・汚水処理の早期普及を目的に一時的に合併処理浄化槽を導入 （将来的には下水道整備を実施）	13

注）実施予定市町村は、大牟田市、直方市、八女市、筑後市、柳川市、宮若市、糸島市、小郡市、うきは市、久山町、宇美町、須恵町、遠賀町。

4. 下水道における低コスト整備手法の採用

早期的な汚水処理整備（集合処理区域）を目的にいくつかの市町村が低コスト整備手法の導入を予定しています。概要と実施予定の市町村を以下に示します。

表　低コスト整備手法の概要

低コスト整備手法	実施予定 市町村数
道路線形にあわせた施工	柳川市、八女市、中間市、宇美町、岡垣町
発生土の管渠基礎への利用	中間市
小口径マンホールの設置	行橋市
浅層埋設	行橋市
その他	久留米市、広川町

注）低コスト整備手法の「その他」は、具体的な手法は定まっていないが、導入予定を意味します。

5. 下水道使用料

(1) 現状

下水道事業の主な財源に住民（下水道利用者）から徴収する使用料収入があります。下水道管理者は維持管理費を賄うために要する財源を確保するため、適正な使用料体系の設定を行っています。下水道事業に着手している 47 市町の使用料金に関する概要は以下のとおりです。

表　直近の下水道使用料改定時期と事業数（令和 6 年度時点）

改定時期	市町数
令和元年度以降	10
平成 20 年度－平成 30 年度	11
平成 10 年度－平成 19 年度	21
平成元年度－平成 9 年度	2
改定実績なし	3

表　一般家庭用使用料の概要（令和 6 年度時点）

一般家庭用使用料 （円/20㎥・月）	市町数
3,000 円以下	9
3,000 円超－4,000 円未満	32
4,000 円超	5
人頭制等を採用	1

(2) 今後の予定

下水道使用料の改定における今後の予定は以下のとおりです。

表　今後の下水道使用料改定時期と事業数

改定時期	事業数
令和 7 年度－令和 10 年度	7
令和 11 年度以降	2
なし・未定	38

注）令和 6 年度時点の予定を示したものであり、必ず実施するものではありません。

6. 用語集

あ	汚水	人々の生活、生産活動等の社会活動に伴って生ずる排水。
	汚水処理施設	一般家庭、事業所、工場等から排出される汚水を集約もしくは個別に浄化処理する施設のこと。
	汚水処理人口	下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等により汚水処理が可能な人口
	汚水処理人口普及率	下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等により汚水処理が可能な人口の行政人口に占める割合
	汚泥	汚水処理施設によって汚水を浄化する際、水中の浮遊物質が重力や生物、薬品等の作用によって沈殿、堆積した泥状の物質。
か	環境基準	公共用水域における、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基本法に基づき定められたもの。水質汚濁の代表的指標である BOD 又は COD は、75%値（測定データが 100 個の場合、小さい順に並べ 75 番目に当たる値）により達成状況が評価される。
	環境基準点	公共用水域において、類型指定した水域ごとに水質汚濁の状態を把握できる、その水域を代表する地点をいう。この測定地点における水質測定値をもとに環境基準の達成状況の評価が行われる。
	合併処理浄化槽	各家庭単位で設置されトイレ、台所、風呂等からの排水を処理する施設。
	計画汚水量	1 日平均、あるいは 1 日で最大量発生すると想定される汚水量。管渠や処理場の施設規模・能力設定の根拠となるもの。
	公共下水道	市町村が建設・管理・運営する下水道。家庭等からの汚水を収集する管渠施設と収集した汚水を一定の基準値以下の水質に浄化する処理場施設で構成される。
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、水路等。
	個別処理	一般家庭、事業所、工場等から排出される汚水を各排出先において合併処理浄化槽を設置し、処理を行うこと。
	コーホート要因法	ある基準年の男女別・年齢別の人口を基に、婦人子ども比、男女別・年齢別生残率、男女別・年齢別社会移動率等を考慮して 5 年後の男女別・年齢別の人口を推計し、この作業を逐次繰り返すことによって、5 年毎の将来人口を推計していく予測手法。
	個別処理区域	個別処理を行うことが妥当と判断された集落、区域。
さ	COD	水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費する酸素量のことで、海域や湖沼などの汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行していることを示す。
	施設の更新	使用年数の経過あるいは使用に伴う劣化により、施設が機能不全になる前に、施設の補修、入替え、もしくは性能・能力更新を行うこと。
	集合処理	一般家庭、事業所、工場等から排出される汚水を管渠等により接続し 1 ヶ所に集めて処理を行うこと。

	集合処理区域	集合処理を行うことが妥当と判断された集落、区域。
	処理区	集合処理区域において、一つの汚水処理施設（合併処理浄化槽除く）が汚水処理を行う区域のこと。
た	耐用年数	建物・機械など固定資産の税務上の減価償却を行うにあたって、減価償却費の計算の基礎となる年数。財務省令に定められている。転じて、機器などが使用に耐える年数。
	単独処理浄化槽	各家庭単位で設置され、トイレからの排水のみを処理する施設
	低コスト整備手法	通常の下水道整備手法の費用よりも安価な整備が可能な手法の総称。近年、国土交通省が紹介している手法。ただし、通常の下水道整備手法より適用性の制約を受けるため、地域別に適用の可否判定を行う必要がある。
	特定環境保全公共下水道	市町村が建設・管理･運営する下水道。調整区域、自然公園区域、農山漁村等の地域に適用される公共下水道。
な	農業集落排水施設 （漁業集落排水施設）	農業集落（漁業集落）におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。調整区域で人口 1,000 人以下（漁業集落においては､100～5,000 人）の地域に適用される下水道汚水処理施設。公共下水道と性能は同じだが、事業目的の水質保全・生活環境改善が、公共下水道より地域に限定される点が異なる。
は	BOD	水中の有機物などを微生物が分解するときに消費する酸素量のことで、河川や工場排水の汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行していることを示す。
	補助金・補助制度	公共下水道等の市町村が公共施設を整備する際に、国から市町村に交付される助成金の制度。

7. 連絡先

〈県関係部署〉

所管		所属	電話番号	FAX
福岡県	財政	行財政支援課	092-643-3075	092-643-3078
	浄化槽、コミュニティ・プラント	廃棄物対策課	092-643-3398	092-643-3365
	水質保全	環境保全課	092-643-3359	092-643-3849
	農業集落排水	農山漁村振興課	092-643-3551	092-642-4605
	農業集落排水	農村森林整備課	092-643-3511	092-643-3512
	漁業集落排水	水産振興課	092-643-3566	092-643-3567
	下水道	下水道課	092-643-3728	092-632-6103

※浄化槽には個別排水処理施設整備事業、小規模集合排水処理施設整備事業を含む

〈市町村関係部署〉

No.	市町村	所管	所属	電話番号	FAX
1	北九州市	浄化槽	環境局循環社会推進部業務課	093-582-2180	093-582-2196
		集落排水	産業経済局農林水産部水産課	093-582-2086	093-591-2566
		下水道	上下水道局下水道部下水道計画課	093-582-2480	093-582-2533
2	福岡市	浄化槽	保健医療局生活衛生課	092-711-4273	092-733-5588
		集落排水	農林水産局漁港課	092-711-4372	092-733-5557
		下水道	道路下水道局下水道計画課	092-711-4515	092-733-5533
3	大牟田市	浄化槽	環境業務課	0944-41-2720	0944-41-2733
		集落排水	—	—	—
		下水道	下水道課	0944-41-2844	0944-41-2842
4	久留米市	浄化槽	給排水設備課 浄化槽係	0942-30-9237	0942-38-2694
		集落排水	下水道施設課 施設管理係	0942-39-1155	0942-39-1155
		下水道	下水道整備課 計画係	0942-30-9079	0942-38-2694
5	直方市	浄化槽・コミプラ	下水道課庶務係	0949-25-2202	0949-28-2605
		集落排水	下水道課庶務係	0949-25-2202	0949-28-2605
		下水道	下水道課建設係	0949-25-2203	0949-28-2605
6	飯塚市	浄化槽・コミプラ	企業管理課 経営係	0948-22-0380(2211)	0948-29-8772
		集落排水	企業管理課 経営係	0948-22-0380(2211)	0948-29-8772
		下水道	下水道課 建設係	0948-22-0380(2243)	0948-29-8772
7	田川市	浄化槽・コミプラ	市民生活部　環境政策課　汚水処理対策室	0947-85-7160	0947-46-0124
		集落排水	—	—	—
		下水道	—	—	—
8	柳川市	浄化槽	生活環境課浄化槽推進係	0944-77-8483	0944-74-2276
		集落排水	—	—	—
		下水道	上下水道課　下水道工務係	0944-77-8583	0944-74-2276
9	八女市	浄化槽	建設経済部上下水道局下水道総務係	0943-23-1148	0943-23-7031
		集落排水	建設経済部上下水道局東部上下水道係	0943-42-1118	0943-42-4591
		下水道	建設経済部上下水道局下水道工務係	0943-23-1670	0943-23-7031
10	筑後市	浄化槽	上下水道課下水道工務担当	0942-65-7037	0942-53-4247
		集落排水	—	—	—
		下水道	上下水道課下水道工務担当	0942-65-7037	0942-53-4247
11	大川市	浄化槽	環境課 環境係	0944-87-6789	0944-86-6690
		集落排水	—	—	—
		下水道	上下水道課下水道工務係	0944-85-5548	0944-87-2108
12	行橋市	浄化槽	環境水道部環境課	0930-25-1111(Ex1254)	0930-25-1685
		集落排水	環境水道部下水道課	0930-25-1111(Ex1273)	0930-25-5340
		下水道	環境水道部下水道課	0930-25-1111(Ex1273)	0930-25-5340
13	豊前市	浄化槽	上下水道課工務係	0979-82-1111	0979-83-2560
		集落排水	—	—	—
		下水道	上下水道課工務係	0979-82-1111	0979-83-2560
14	中間市	浄化槽	下水道課施設管理係	093-246-6256	093-243-1802
		集落排水	—	—	—
		下水道	下水道課計画工務係	093-246-6256	093-243-1802
15	小郡市	浄化槽	下水道課工務係	0942-72-2111	0942-73-0571
		集落排水	—	—	—
		下水道	下水道課工務係	0942-72-2111	0942-73-0571
16	筑紫野市	浄化槽	環境課	092-923-1111	092-923-9634
		集落排水	上下水道工務課	092-923-1111	092-923-7977
		下水道	上下水道工務課	092-923-1111	092-923-7977
17	春日市	浄化槽	—	—	—
		集落排水	—	—	—
		下水道	下水道課施設担当	092-584-1111	092-584-1143
18	大野城市	浄化槽	環境経済部循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当	092-580-1887	092-572-8432
		集落排水	—	—	—
		下水道	上下水道局上下水道工務課下水道担当	092-580-1931	092-573-5380

〈市町村関係部署〉

No.	市町村	所管	所属	電話番号	FAX
19	宗像市	浄化槽	環境部　環境課	0940-36-1421	0940-36-0270
		集落排水	環境部　下水道課	0940-36-4136	0940-36-4230
		下水道	環境部　下水道課	0940-36-4136	0940-36-4230
20	太宰府市	浄化槽	環境課ごみ減量推進係	092-921-2121(内線362)	092-921-1601
		集落排水	―	―	―
		下水道	上下水道施設課施設係	092-408-4025	092-921-9009
21	古賀市	浄化槽	上下水道課下水道係	092-942-1118	092-941-4046
		集落排水	上下水道課下水道係	092-942-1118	092-941-4046
		下水道	上下水道課下水道係	092-942-1118	092-941-4046
22	福津市	浄化槽	下水道課施設係	0940(62)5069	0940(43)9005
		集落排水	―	―	―
		下水道	下水道課施設係	0940(62)5069	0940(43)9005
23	うきは市	浄化槽	水環境課上下水道管理係	0943-75-4983	0943-75-5509
		集落排水	水環境課上下水道工務係	0943-75-4983	0943-75-5509
		下水道	水環境課上下水道工務係	0943-75-4983	0943-75-5509
24	宮若市	浄化槽	下水道課　管理係	0949-32-3159	0949-32-1041
		集落排水	―	―	―
		下水道	下水道課　下水道係	0949-32-3159	0949-32-1041
25	嘉麻市	浄化槽・コミプラ	環境課	0948-42-7428	0948-42-7093
		集落排水	―	―	―
		下水道	―	―	―
26	朝倉市	浄化槽	上下水道課下水道工務係	0946-24-8856	0946-24-8857
		集落排水	上下水道課下水道工務係	0946-24-8856	0946-24-8857
		下水道	上下水道課下水道工務係	0946-24-8856	0946-24-8857
27	みやま市	浄化槽	上下水道課下水道係	0944-64-1533	0944-64-1534
		集落排水	上下水道課下水道係	0944-64-1533	0944-64-1534
		下水道	上下水道課下水道係	0944-64-1533	0944-64-1534
28	糸島市	浄化槽	生活環境部　下水道課	092-332-2083	092-329-1127
		集落排水	生活環境部　下水道課	092-332-2083	092-329-1127
		下水道	生活環境部　下水道課	092-332-2083	092-329-1127
29	那珂川市	浄化槽	都市整備部　下水道課	092-408-6271	092-953-4563
		集落排水	―	―	―
		下水道	都市整備部　下水道課	092-408-6271	092-953-4563
30	宇美町	浄化槽	環境課	092-932-1111(代)	092-933-7512
		集落排水	―	―	―
		下水道	上下水道課	092-932-1111(代)	092-933-7512
31	篠栗町	浄化槽	都市整備課環境係	092-947-1225	092-947-7977
		集落排水	―	―	―
		下水道	上下水道課　業務係	092-947-1257	092-947-1127
32	志免町	浄化槽	―	―	―
		集落排水	―	―	―
		下水道	上下水道課業務係	092-935-1097	092-935-2423
33	須恵町	浄化槽	地域振興課環境・衛生係	092-932-1151	092-931-1827
		集落排水	上下水道課下水道係	092-932-1151	092-931-1827
		下水道	上下水道課下水道係	092-932-1151	092-931-1827
34	新宮町	浄化槽	環境課	092-963-1732	092-962-0725
		集落排水	上下水道課	092-963-1736	092-941-2682
		下水道	上下水道課	092-963-1736	092-941-2682
35	久山町	浄化槽	町民生活課生活環境係	092-976-1111	092-976-2463
		集落排水	―	―	―
		下水道	上下水道課下水道係	092-976-1111	092-976-2463
36	粕屋町	浄化槽	道路環境整備課環境衛生係	092-938-0198	092-938-3150
		集落排水	―	―	―
		下水道	上下水道課業務係	092-938-0239	092-938-7818
37	芦屋町	浄化槽	都市整備課下水道係	093-223-3549	093-223-3927
		集落排水	―	―	―
		下水道	都市整備課下水道係	093-223-3549	093-223-3927
38	水巻町	浄化槽	下水道課	093-201-4321	093-201-4423
		集落排水	―	―	―
		下水道	下水道課	093-201-4321	093-201-4423
39	岡垣町	浄化槽	住民環境課環境政策係	093-282-1211	093-282-0277
		集落排水	―	―	―
		下水道	上下水道課下水道工務係	093-282-1211	093-282-1310
40	遠賀町	浄化槽	都市計画課下水道工務係	093-293-1314	093-293-0806
		集落排水	都市計画課下水道工務係	093-293-1314	093-293-0806
		下水道	都市計画課下水道工務係	093-293-1314	093-293-0806

No.	市町村	所管	所属	電話番号	FAX
41	小竹町	浄化槽	農政環境課 環境係	0949-62-1946	0949-62-1140
		集落排水	上下水道課 下水道事務係	0949-62-1945	0949-62-1140
		下水道	上下水道課 下水道事務係	0949-62-1945	0949-62-1140
42	鞍手町	浄化槽	農政環境課　生活環境係	0949-42-2111	0949-42-5693
		集落排水	―	―	―
		下水道	上下水道課下水道係	0949-42-2111	0949-42-5693
43	桂川町	浄化槽・コミプラ	保険環境課生活環境係	0948-65-1097	0948-65-3424
		集落排水	―	―	―
		下水道	―	―	―
44	筑前町	浄化槽	上下水道課　下水道管理係	0946-22-2833	0946-23-1533
		集落排水	上下水道課　工務係	0946-22-3361	0946-23-1533
		下水道	上下水道課　工務係	0946-22-3361	0946-23-1533
45	東峰村	浄化槽	住民福祉課環境衛生福祉係	0946-74-2311	0946-74-2722
		集落排水	―	―	―
		下水道	―	―	―
46	大刀洗町	浄化槽	住民課生活環境係	0942-77-2141	0942-77-3063
		集落排水	建設課下水道管理係	0942-77-6204	0942-77-3063
		下水道	建設課下水道管理係	0942-77-6204	0942-77-3063
47	大木町	浄化槽	環境課　環境係	0944-32-1120(直)	0944-32-1054
		集落排水	―	―	―
		下水道	―	―	―
48	広川町	浄化槽	環境課　生活環境係	0943-32-1138	0943-32-4287
		集落排水	―	―	―
		下水道	環境課　上下水道係	0943-32-1138	0943-32-4287
49	香春町	浄化槽	税務住民課　生活環境係	0947-32-8400	0947-32-4815
		集落排水	―	―	―
		下水道	―	―	―
50	添田町	浄化槽	福祉環境課　環境保全係	0947-82-1232	0947-82-5508
		集落排水	―	―	―
		下水道	―	―	―
51	糸田町	浄化槽・コミプラ	税務町民課	0947-26-1235	0947-26-1651
		集落排水	―	―	―
		下水道	―	―	―
52	川崎町	浄化槽	住宅環境課環境保全係	0947-72-3000	0947-72-3088
		集落排水	―	―	―
		下水道	―	―	―
53	大任町	浄化槽	住民課衛生係	(0947)63-3003	(0947) 63-3813
		集落排水	―	―	―
		下水道	―	―	―
54	赤村	浄化槽	住民課　福祉環境係	0947-62-3000	0947-62-3007
		集落排水	―	―	―
		下水道	―	―	―
55	福智町	浄化槽・コミプラ	税務住民課環境衛生係	0947-22-7761	0947-22-5173
		集落排水	―	―	―
		下水道	―	―	―
56	苅田町	浄化槽	上下水道課下水道工務担当	093-434-1829	093-435-2011
		集落排水	上下水道課下水道工務担当	093-434-1829	093-435-2011
		下水道	上下水道課下水道工務担当	093-434-1829	093-435-2011
57	みやこ町	浄化槽	上下水道課工務係	0930-32-6003	0930-32-6018
		集落排水	上下水道課工務係	0930-32-6003	0930-32-6018
		下水道	上下水道課工務係	0930-32-6003	0930-32-6018
58	吉富町	浄化槽	上下水道課下水道係	0979-24-4074	0979-24-3219
		集落排水	―	―	―
		下水道	上下水道課下水道係	0979-24-4074	0979-24-3219
59	上毛町	浄化槽	建設課上下水道係	0979-72-3159	0979-84-8021
		集落排水	建設課上下水道係	0979-72-3159	0979-84-8021
		下水道	―	―	―
60	築上町	浄化槽	上下水道課	0930-56-0300	0930-56-1510
		集落排水	上下水道課	0930-56-0300	0930-56-1510
		下水道	上下水道課	0930-56-0300	0930-56-1510

福岡県汚水処理構想

令和７年３月

発行／福岡県汚水処理構想策定委員会

事務局　福岡県建築都市部下水道課

〒812-8577　福岡市博多区東公園 7-7

TEL　092-643-3728（内線 4725）

ふくおかけん
マスコット
キャラクター
エコトン

R70
古紙パルプ配合率70％再生紙を使用

福　岡　県

福岡県行政資料	
分類記号 RE	所属コード 1501900
登録年度 06	登録番号 0004